

2. 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）…「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）…統計表編-都道府県・社会保険事務所編 4.厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

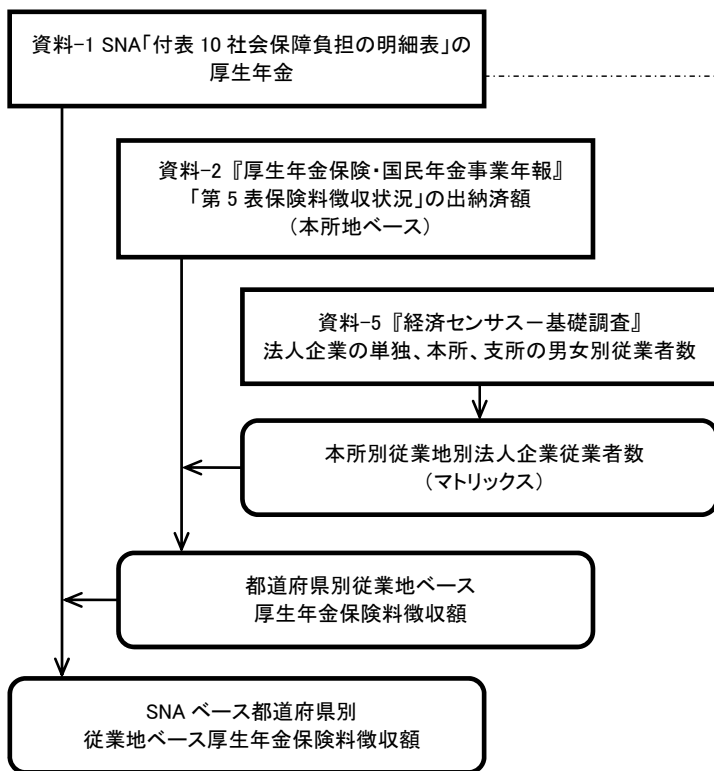
- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNA ベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

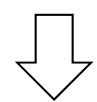
- Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料
 Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料
 C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）
 L_{ij} : 本所地都道府県 i 、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③推計フロー

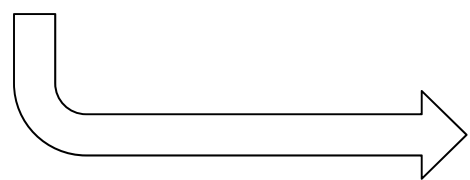


厚生年金負担
22,690.5 (10 億円)



単位: 100万円
平成20年度
負担額

	都道府県	負担額
1	北海道	781,961
2	青森県	159,936
3	岩手県	179,437
4	宮城県	396,705
5	秋田県	147,159
6	山形県	174,602
7	福島県	304,510
8	茨城県	465,721
9	栃木県	334,837
10	群馬県	318,175
11	埼玉県	899,257
12	千葉県	724,237
13	東京都	4,204,347
14	神奈川県	1,403,114
15	新潟県	458,475
16	富山県	224,967
17	石川県	209,163
18	福井県	142,167
19	山梨県	136,267
20	長野県	376,397
21	岐阜県	329,470
22	静岡県	762,461
23	愛知県	1,636,123
24	三重県	311,055
25	滋賀県	246,881
26	京都府	404,338
27	大阪府	1,938,047
28	兵庫県	837,730
29	奈良県	151,890
30	和歌山県	118,420
31	鳥取県	83,779
32	島根県	105,334
33	岡山県	319,996
34	広島県	522,680
35	山口県	227,264
36	徳島県	111,498
37	香川県	173,876
38	愛媛県	214,418
39	高知県	95,844
40	福岡県	828,578
41	佐賀県	123,024
42	長崎県	177,361
43	熊本県	238,849
44	大分県	163,936
45	宮崎県	160,863
46	鹿児島県	221,629
47	沖縄県	143,720
	合計	22,690,498



(2) 給付

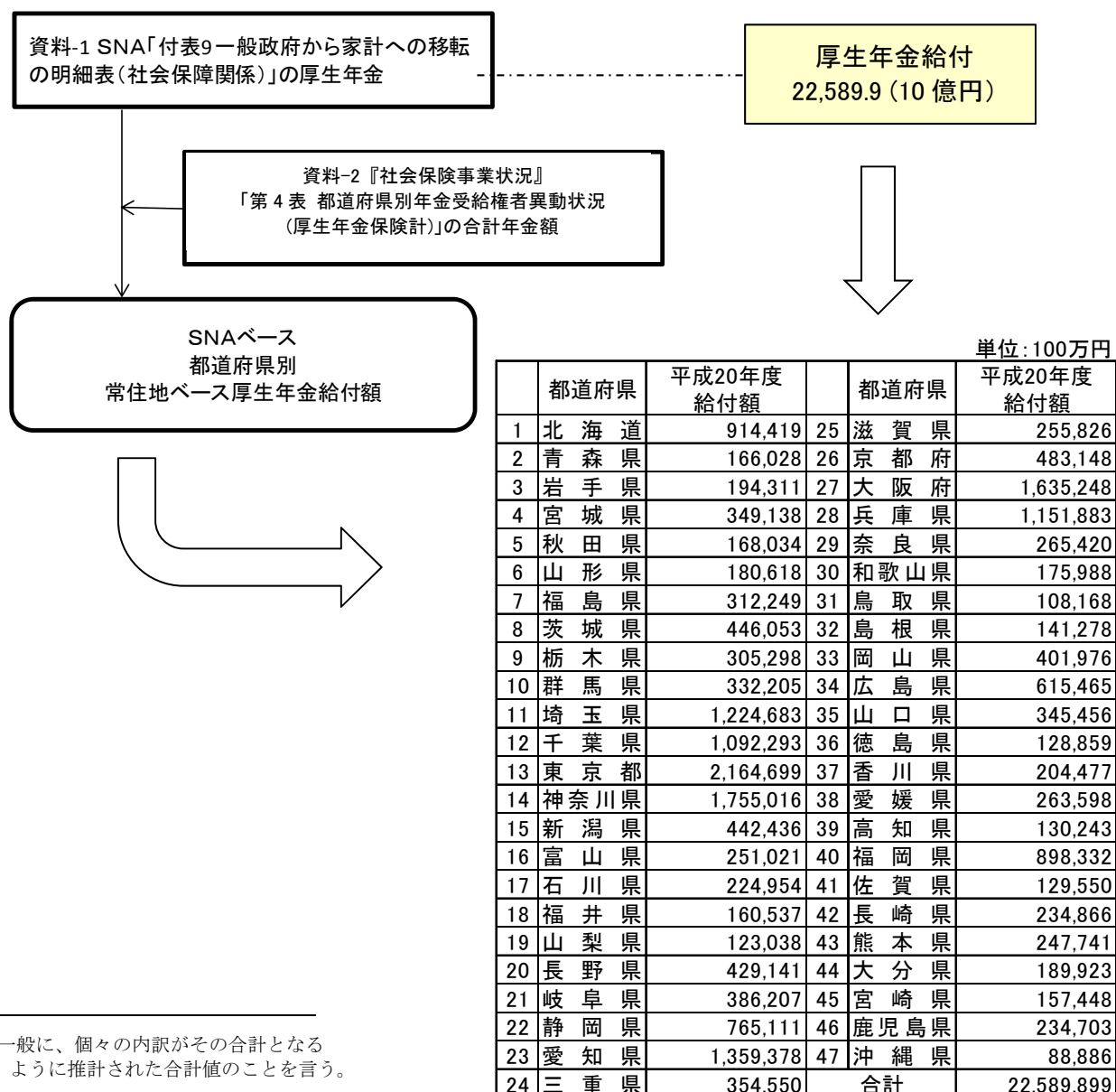
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 厚生年金「第 4 表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

②推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2 『社会保険事業状況』の第 4 表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1) 負担

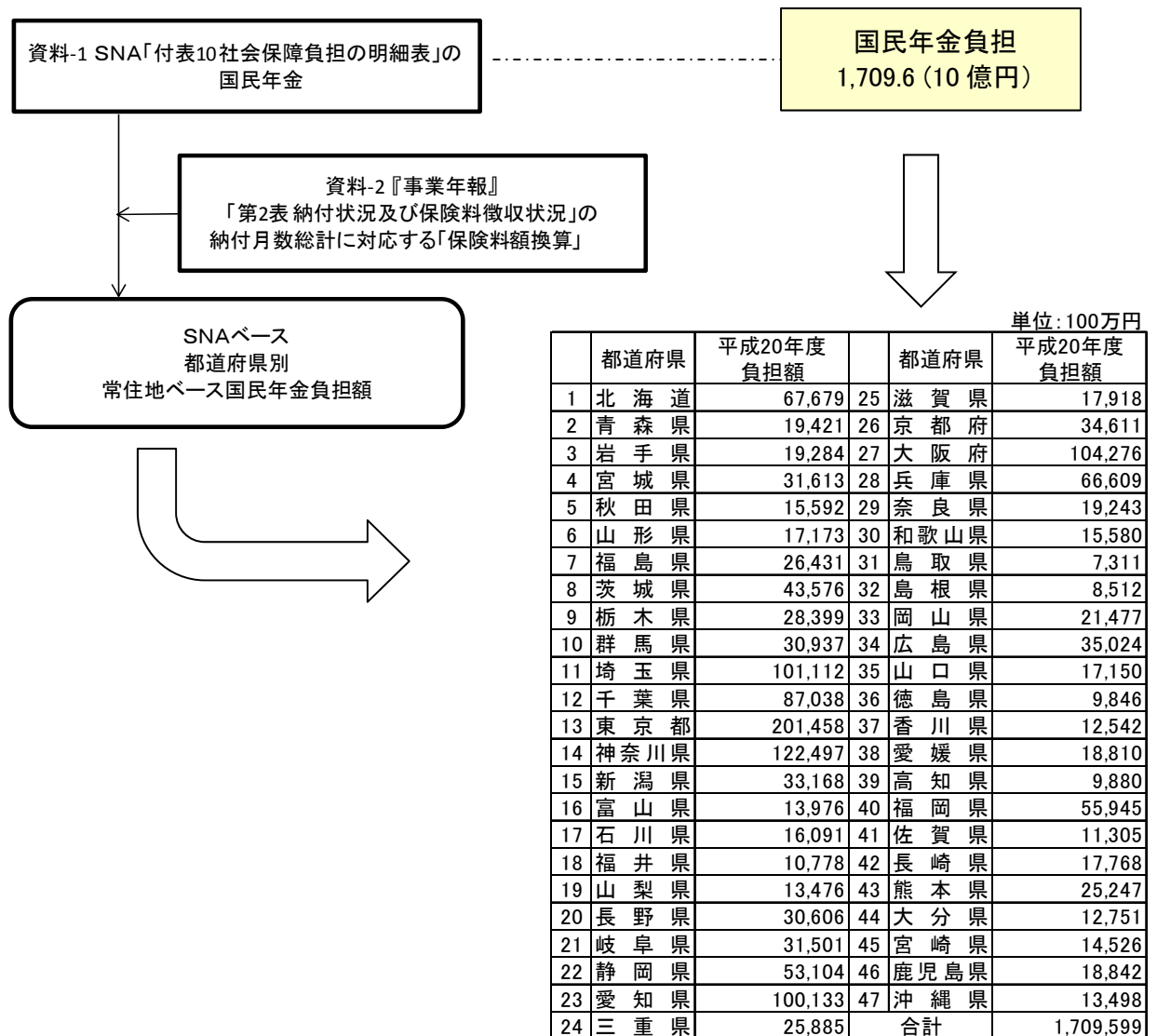
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）--- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 5.国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2) 給付

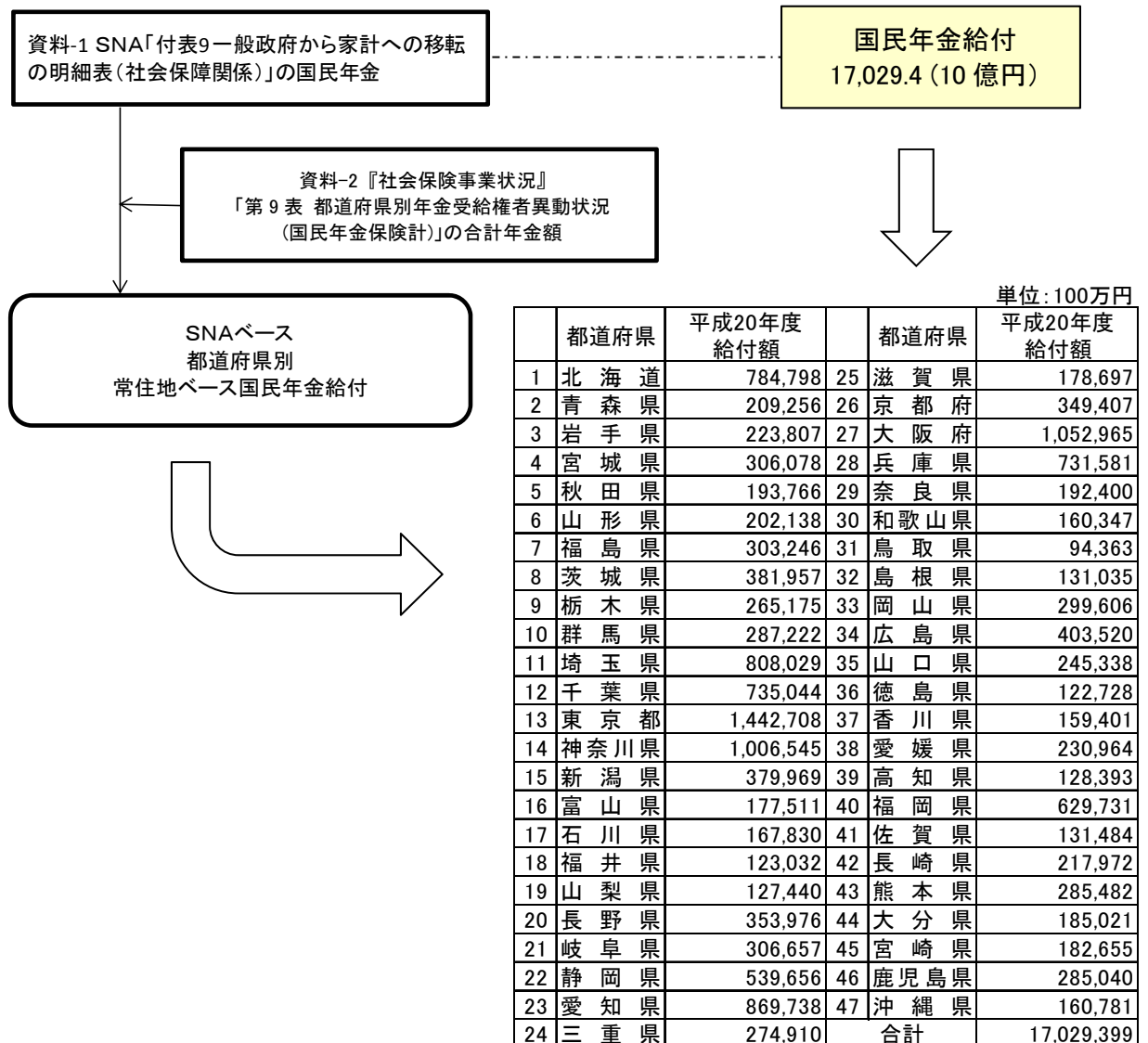
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」

②推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.1.3 国家公務員共済組合

(1) 負担

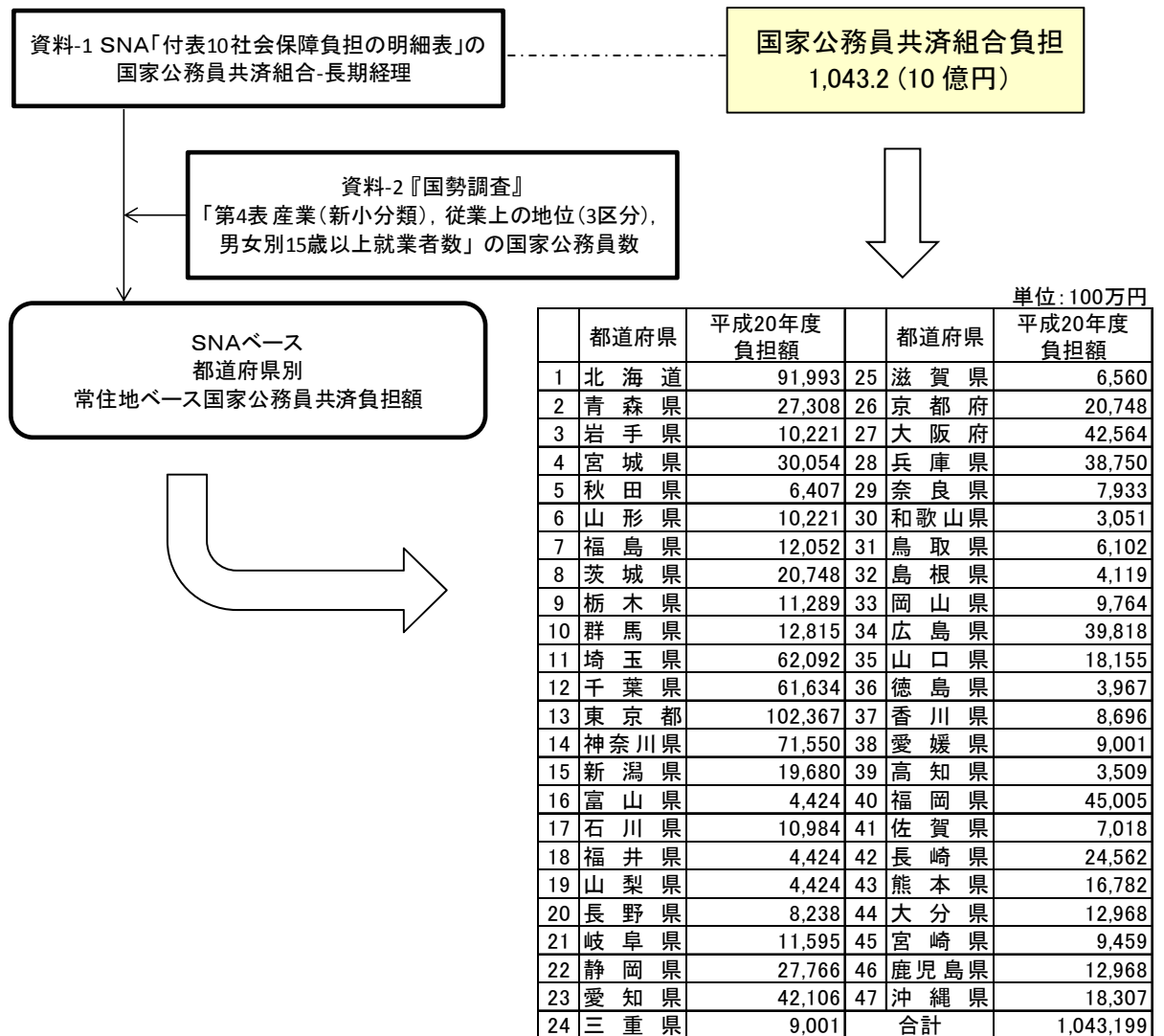
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業員上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

②推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業員上の地位（3 区分），「男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2) 給付

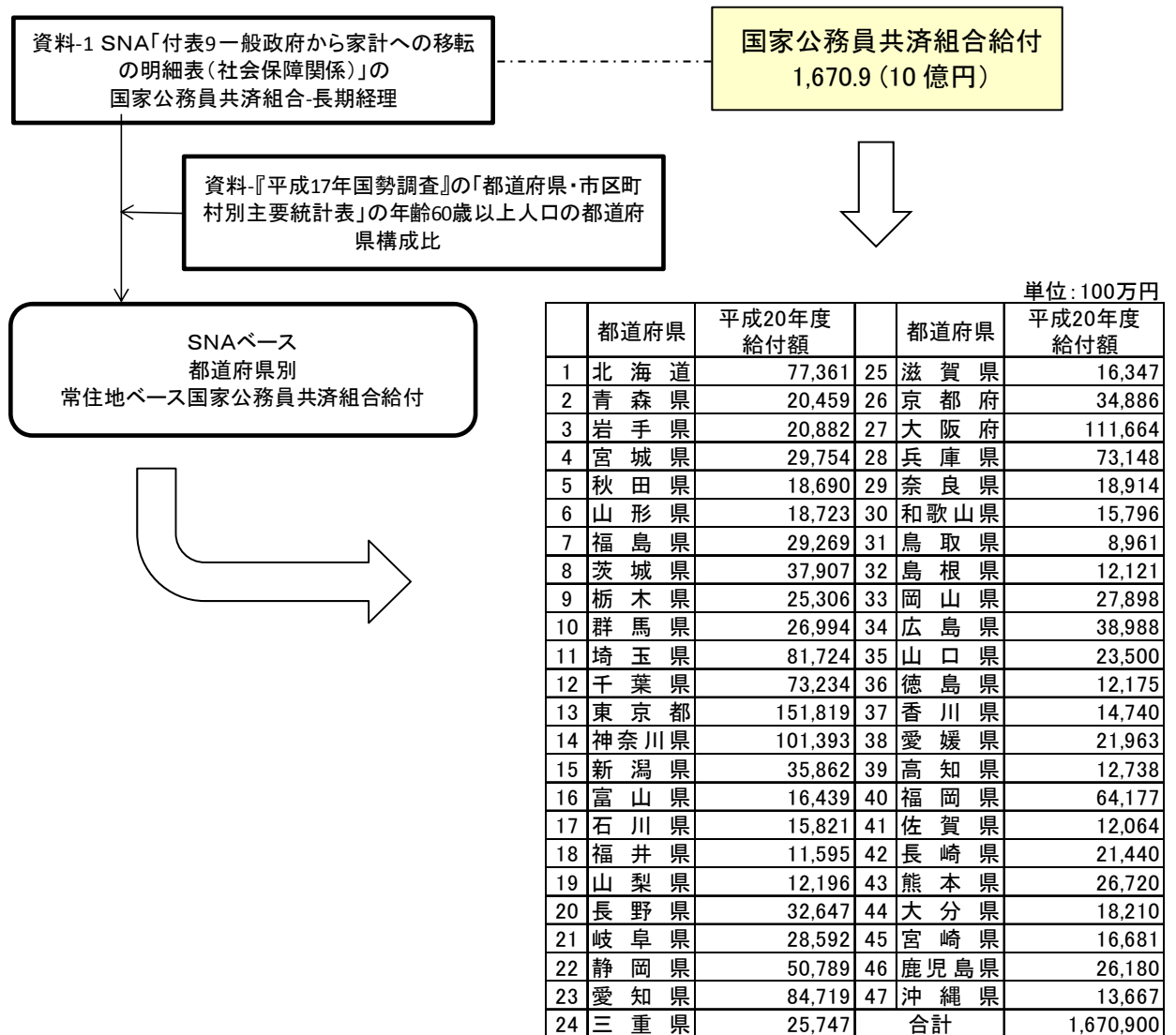
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

②推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の3.共済組合(1)国家公務員共済組合b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢60歳以上人口の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.1.4 地方公務員共済組合

(1) 負担

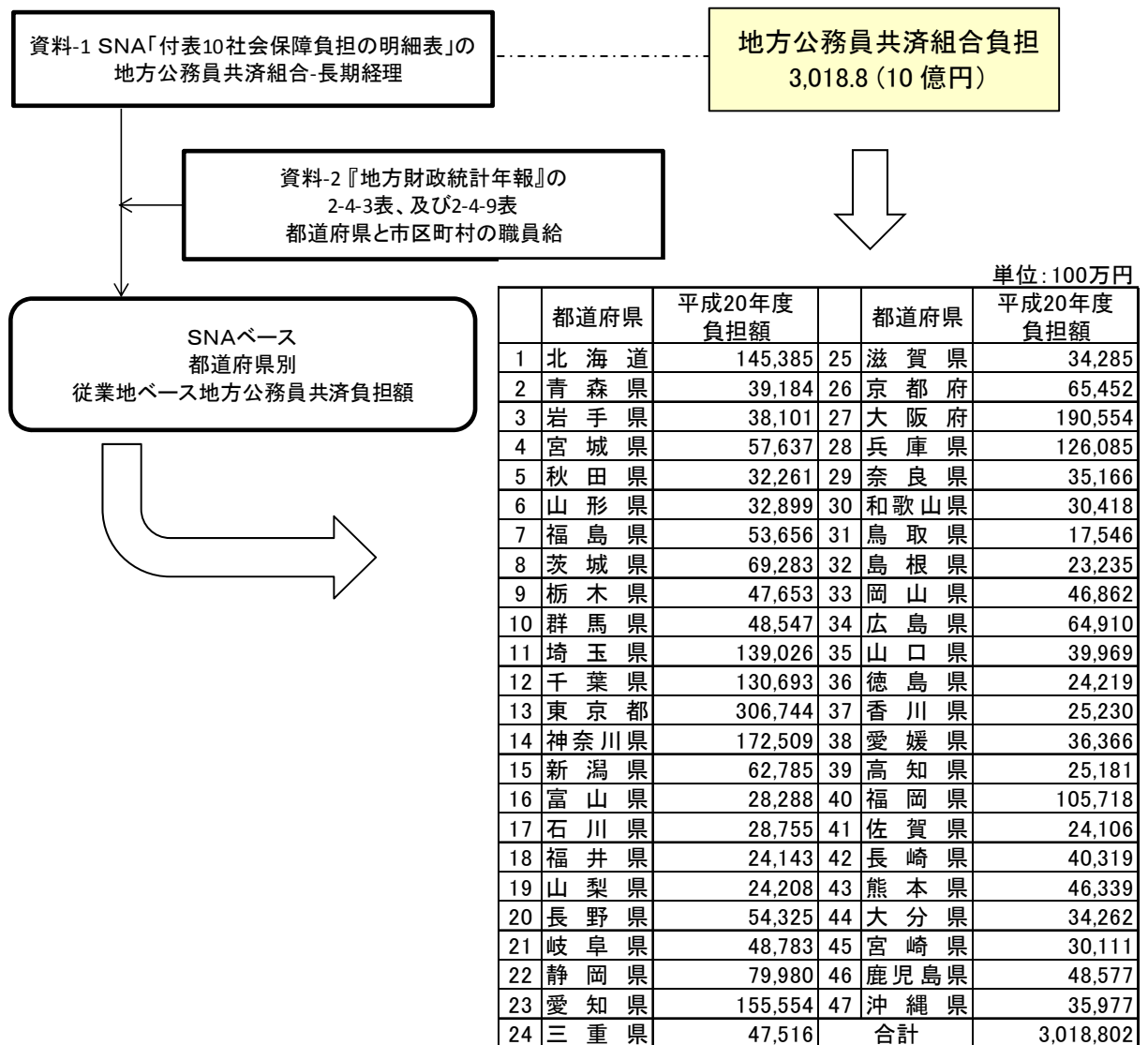
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、
「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2) 給付

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』(総務省) ... 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』(地方職員共済組合)
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』(公立学校共済組合)
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』(警察共済組合)
- ・資料-6 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表 (一覧表)」
- ・資料-7 『国勢調査』(総務省) --- 「第 3 表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』(総務省) --- 「第 1 表の 2 団体区分別, 職種別, 都道府県別職員数及び平均基本給月額」(2)市 全職員数および(3)町村 全職員数

②推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の 3.共済組合 (2) 地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。
- ・上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乘じて、下式のように常住地ベースに変換する。

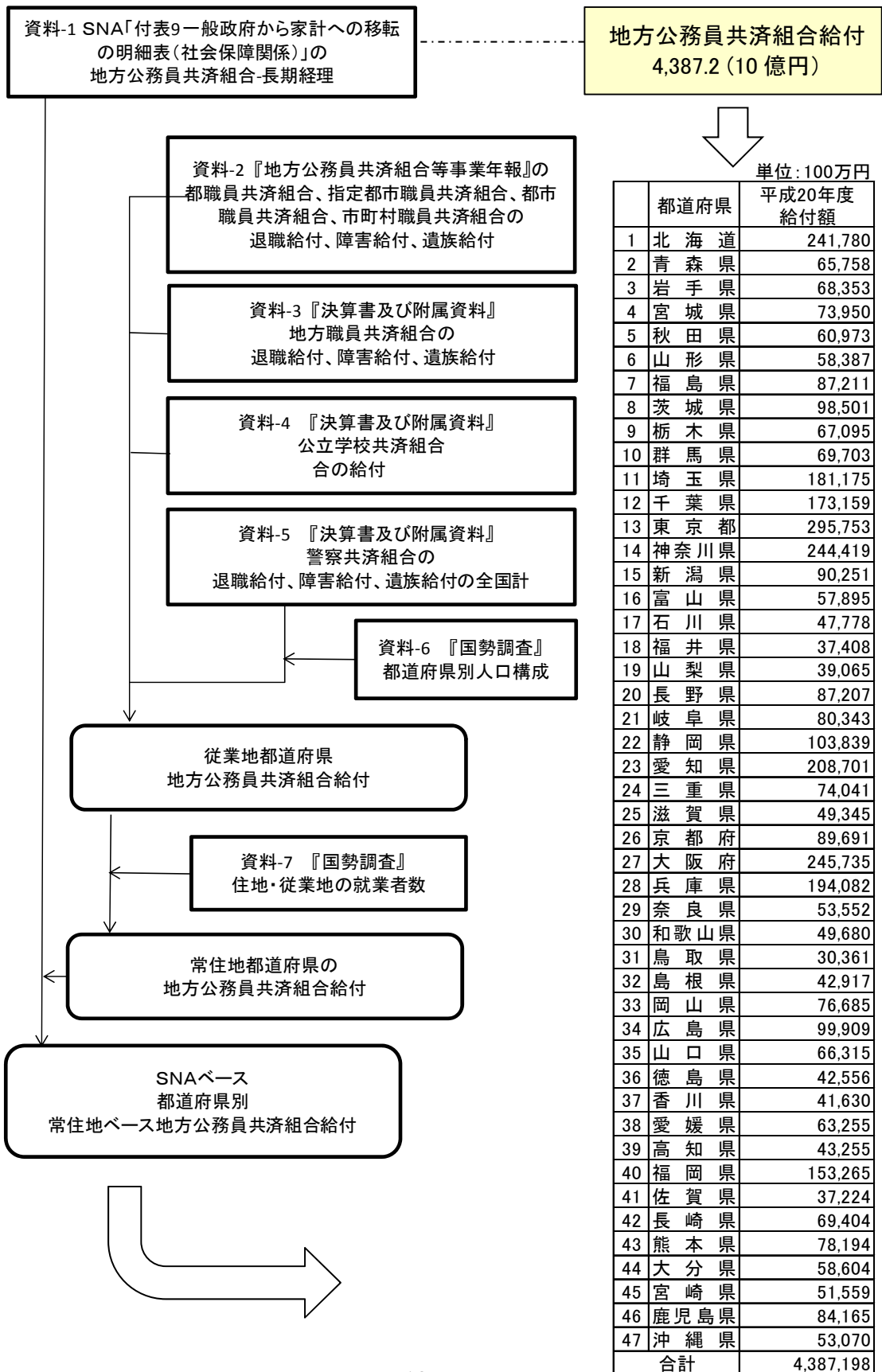
$$SI_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

SI_i : 常住地都道府県 i の給付額

Sw_j : 従業地都道府県 j の給付額

L_{ij} : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

③推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1) 負担

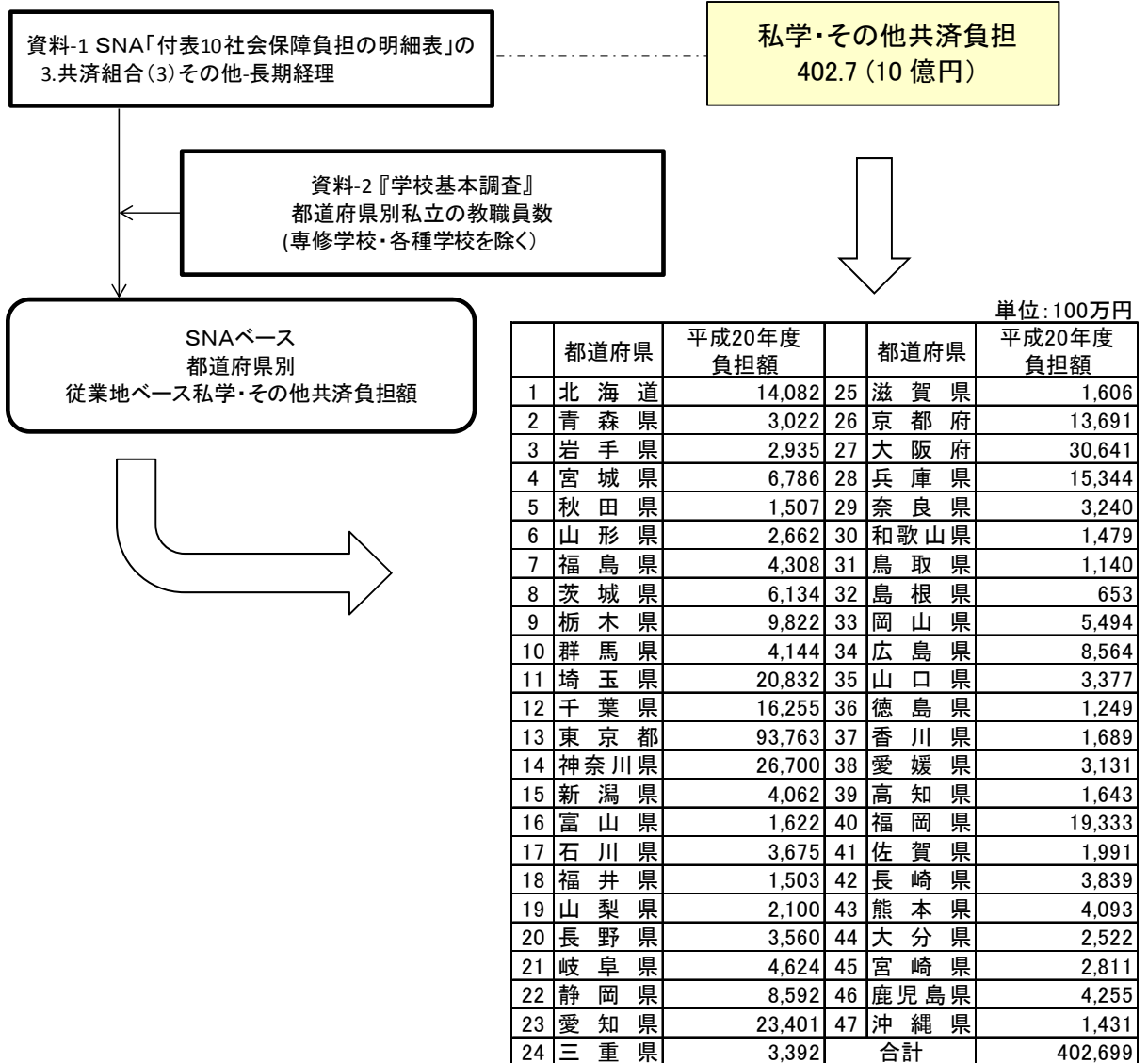
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③推計フロー



(2) 給付

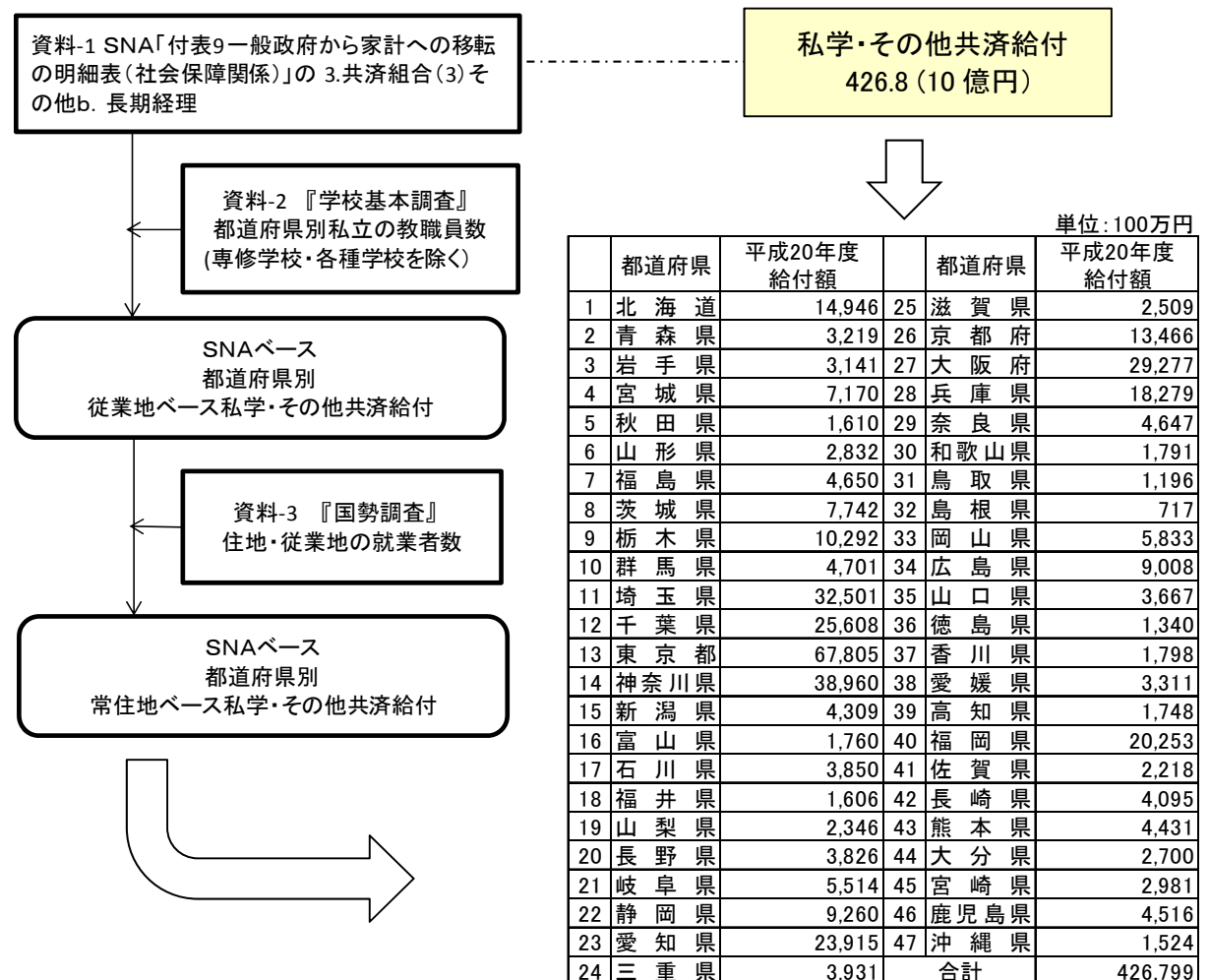
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- 資料-2 『学校基本調査』(文部科学省) --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」
- 資料-3 『国勢調査』(総務省) --- 「第3表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」

②推計方法

- 各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の3.共済組合(3)その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③推計フロー



2.1.6 船員保険

(1) 負担

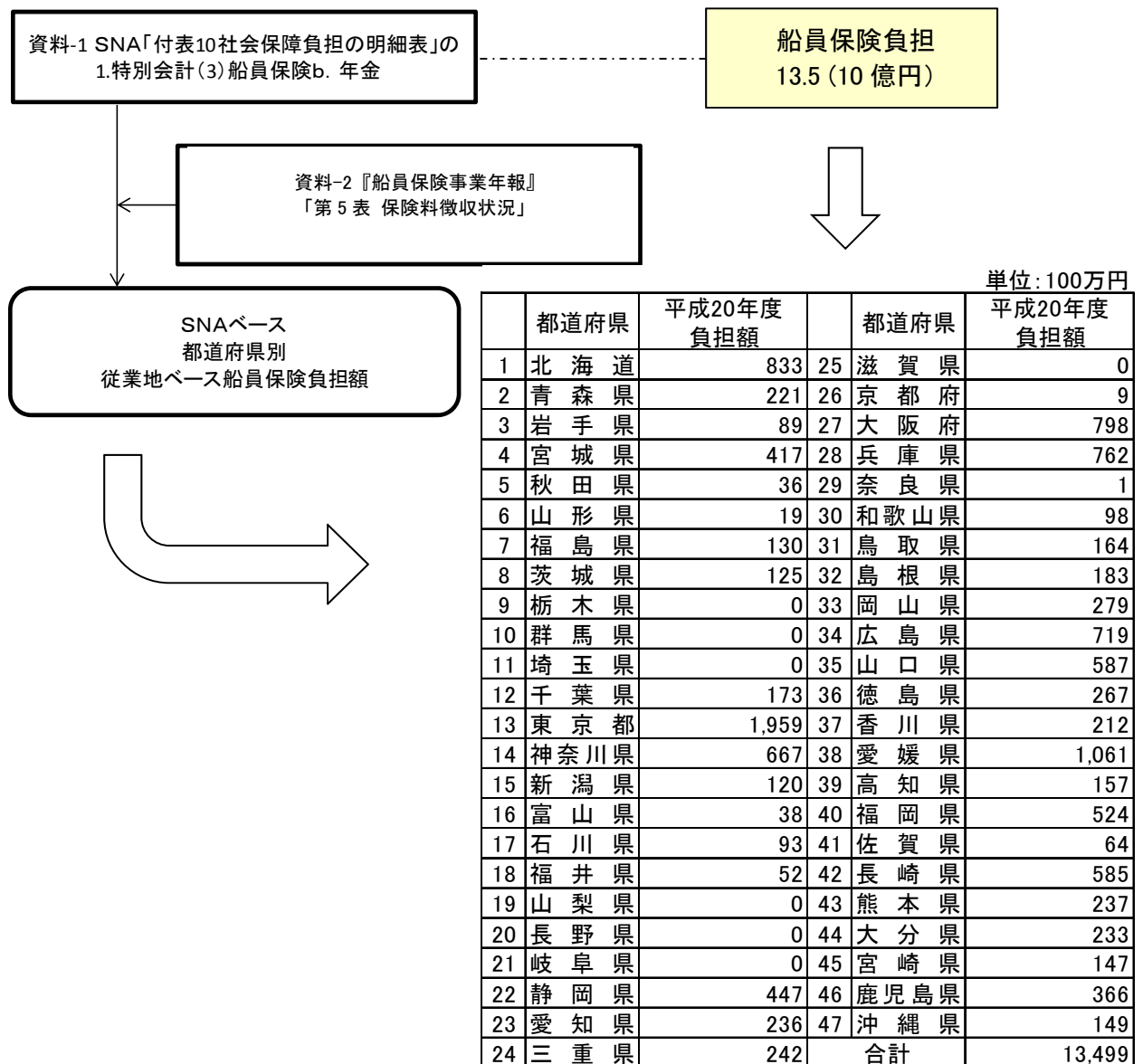
①使用データ

- 資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- 資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- 資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 5 表 保険料徴収状況」

②推計方法

- 都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2) 給付

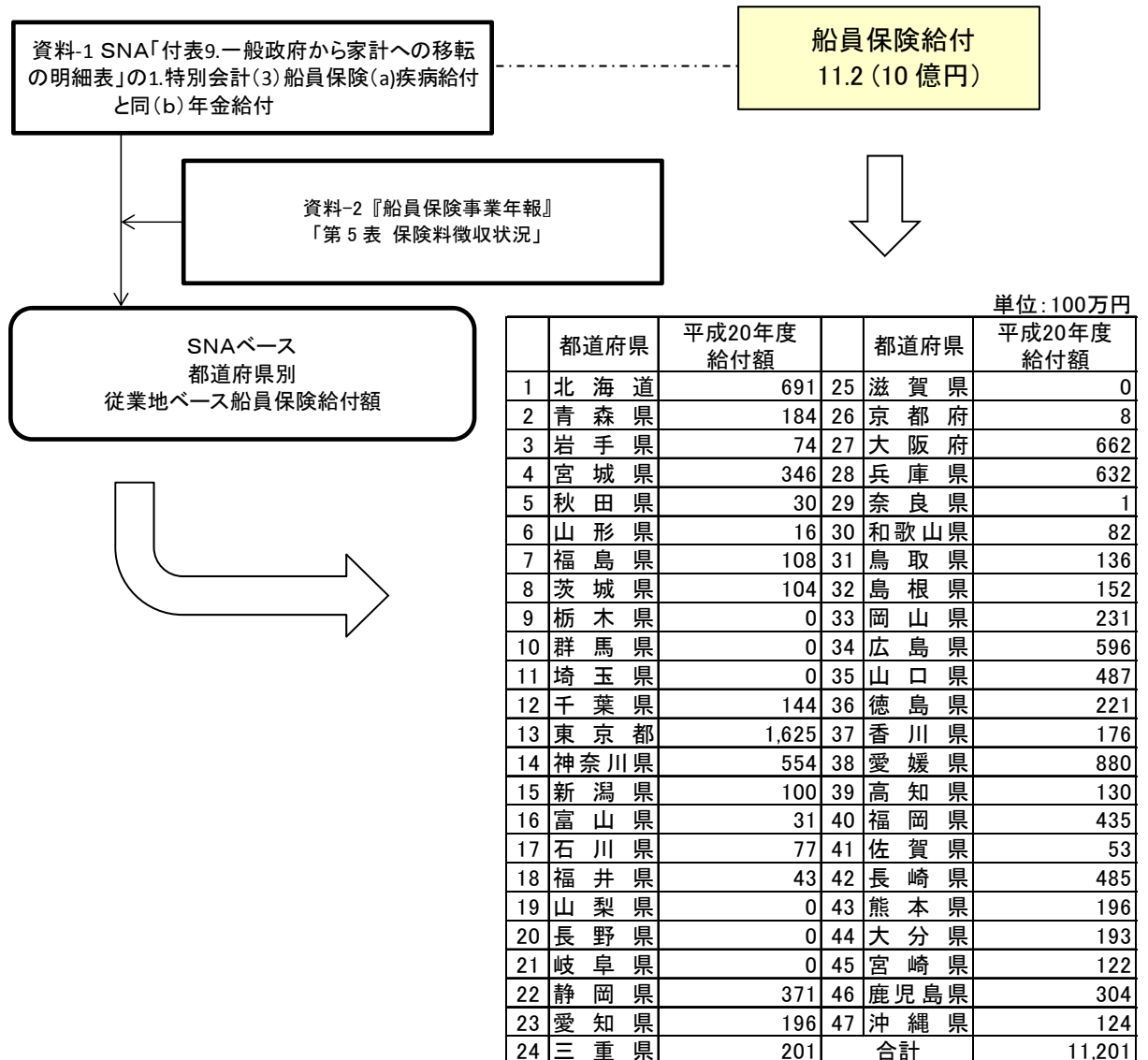
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第5表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の「1.特別会計(4) 船員保険」の現物社会移転以外の社会給付(疾病給付と年金給付の合計)をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 を用いるのは、船員保険の年金給付の都道府県データがないことによる。

③推計フロー



2.1.7 その他

(1) 給付

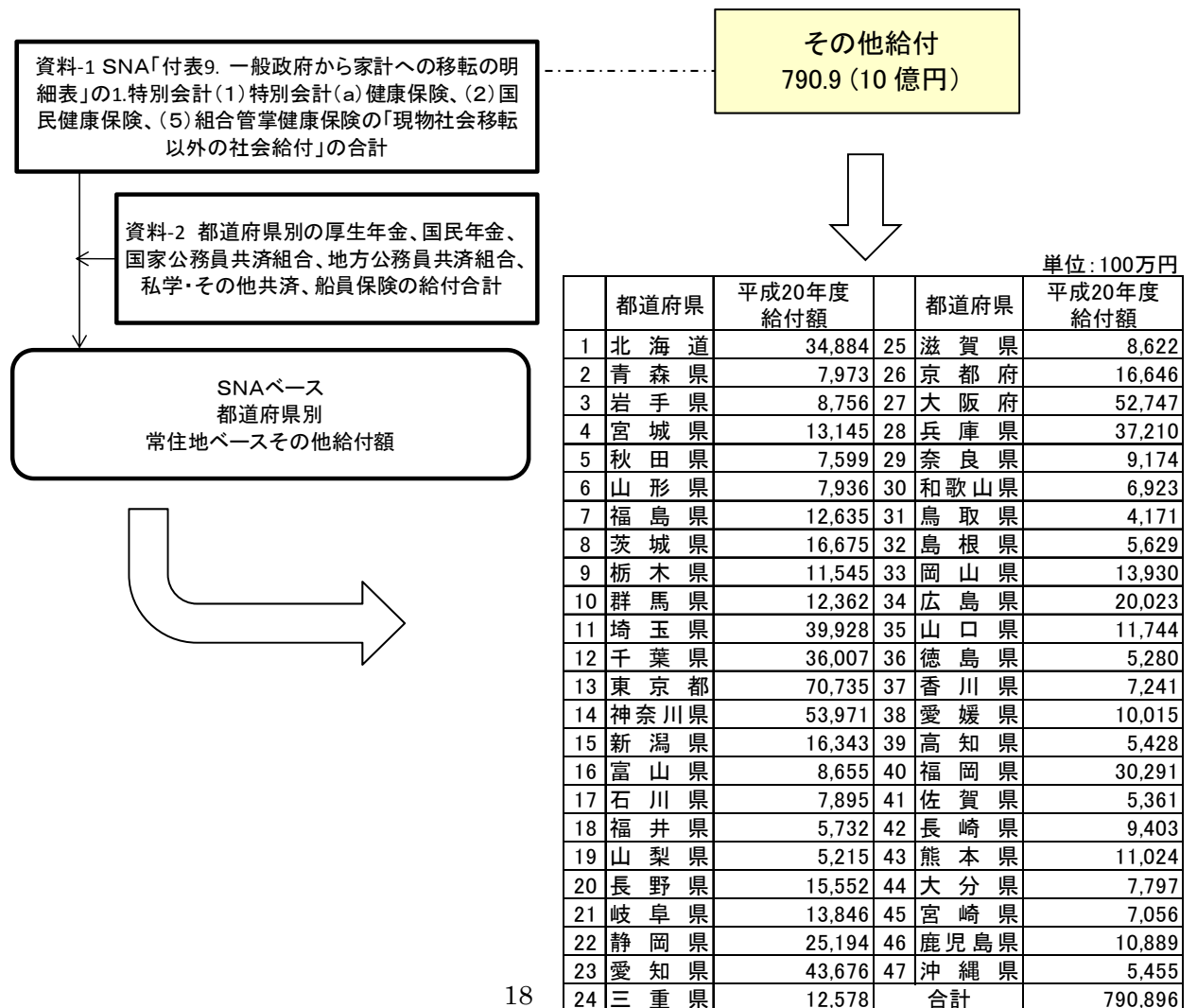
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9.一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の1.特別会計(1)特別会計(a)健康保険、同(2)国民健康保険及び(5)組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1) 負担

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険組合事業年報』（健康保険組合連合会）---「第 1 表 適用状況」、「第 2 表 収入支出状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの組合管掌健康保険料の都道府県構成比で分割する。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

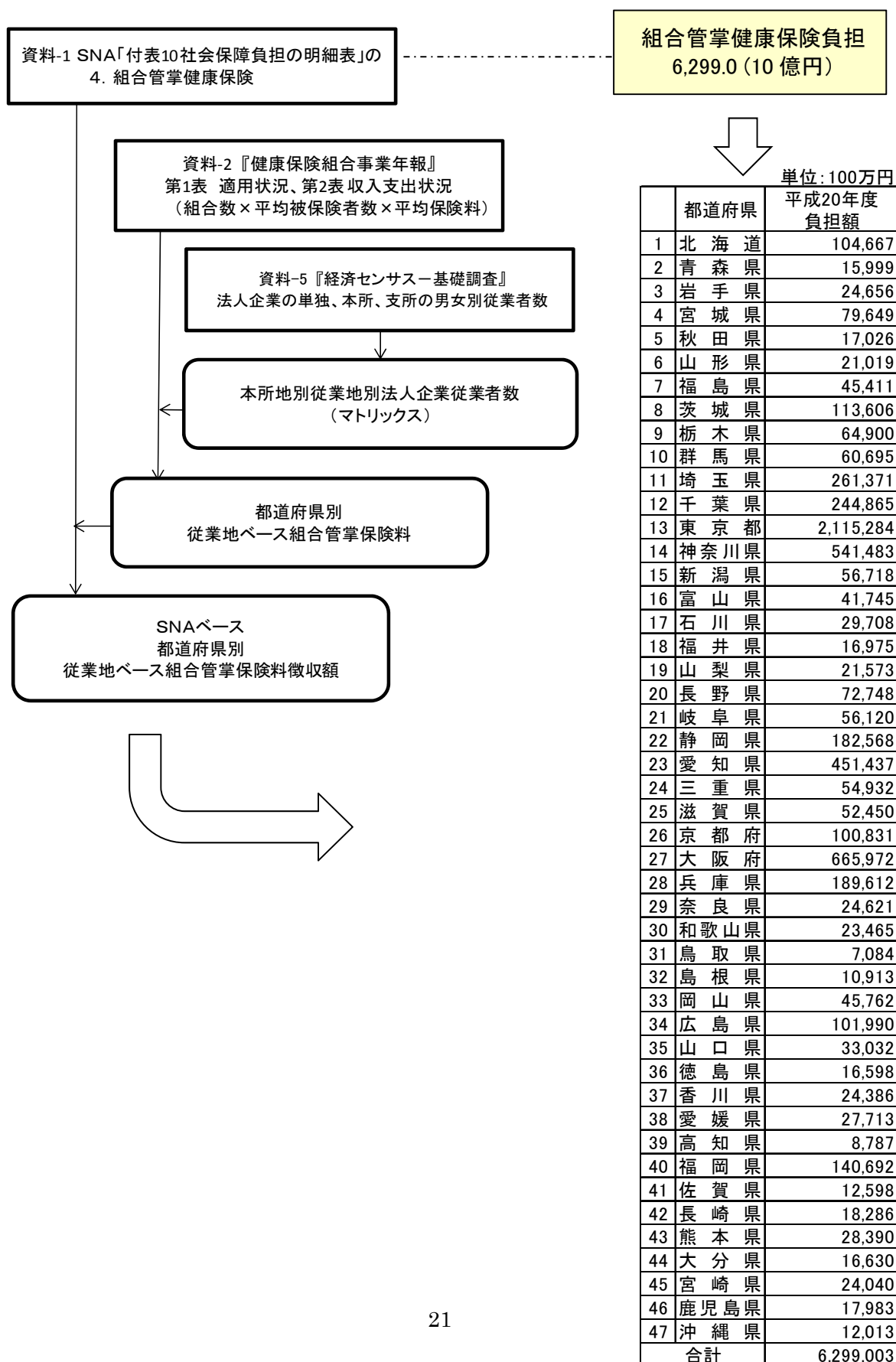
- Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース組合管掌健康保険料
- Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース組合管掌健康保険料
- C_{SNA} : SNA ベースの組合管掌健康保険料（全国）
- L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- ・従業地ベースの組合管掌健康保険料の都道府県構成比は、資料-2 の「第 1 表 適用状況」「第 2 表 収入支出状況」から、都道府県別の加入組合数、1 組合当たり平均被保険者数、一人当たり保険料を抽出し、それらの積で本所地ベースの保険料を推計した後、これを従業地ベースに変換する。資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース保険料を乗じて求める。
- ・本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料 3 によって各都道府県の本所地ベ

ース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサスー基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

- 資料2については、平成20年度は一人当たり保険料が掲載されなくなり、都道府県別の数値やそれを代替する資料が得られないため、都道府県別の加入組合数×1組合当たり平均被保険者数による県別の被保険者の比で按分した。

③推計フロー



2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

（1）負担

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）…「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）…統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

- 都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- 従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー

資料-1 SNA「付表10社会保障負担の明細表」の
1.特別会計(1)年金(除児童手当)a.健康保険

政府(協会)管掌健康保険負担
6,200.3(10億円)

資料-2 『事業年報』政府(協会)管掌健康保険
第5表保険料徴収状況の出納済額

資料-5 『経済センサス-基礎調査』
法人企業の単独、本所、支所の男女別
従業者数

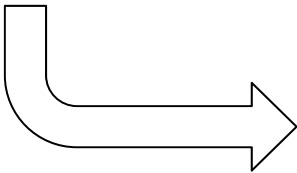
都道府県別
従業地ベース組合管掌保険料

SNAベース
都道府県別
従業地ベース政府管掌保険料徴収額



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 負担額
1	北海道	298,681
2	青森県	66,497
3	岩手県	67,935
4	宮城県	119,556
5	秋田県	60,232
6	山形県	66,943
7	福島県	108,343
8	茨城県	129,582
9	栃木県	102,776
10	群馬県	100,292
11	埼玉県	212,326
12	千葉県	159,351
13	東京都	511,831
14	神奈川県	273,537
15	新潟県	140,671
16	富山県	76,907
17	石川県	82,129
18	福井県	56,501
19	山梨県	45,865
20	長野県	120,064
21	岐阜県	126,783
22	静岡県	207,537
23	愛知県	424,991
24	三重県	105,321
25	滋賀県	77,456
26	京都府	134,694
27	大阪府	451,353
28	兵庫県	260,686
29	奈良県	58,268
30	和歌山県	47,628
31	鳥取県	35,718
32	島根県	46,275
33	岡山県	127,747
34	広島県	176,325
35	山口県	80,873
36	徳島県	46,616
37	香川県	62,766
38	愛媛県	84,178
39	高知県	43,241
40	福岡県	280,828
41	佐賀県	51,960
42	長崎県	74,854
43	熊本県	100,130
44	大分県	69,085
45	宮崎県	65,309
46	鹿児島県	97,812
47	沖縄県	61,845
	合計	6,200,298



2.2.3 国民健康保険

(1) 負担

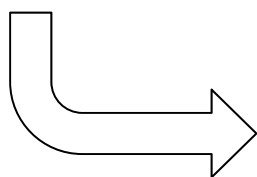
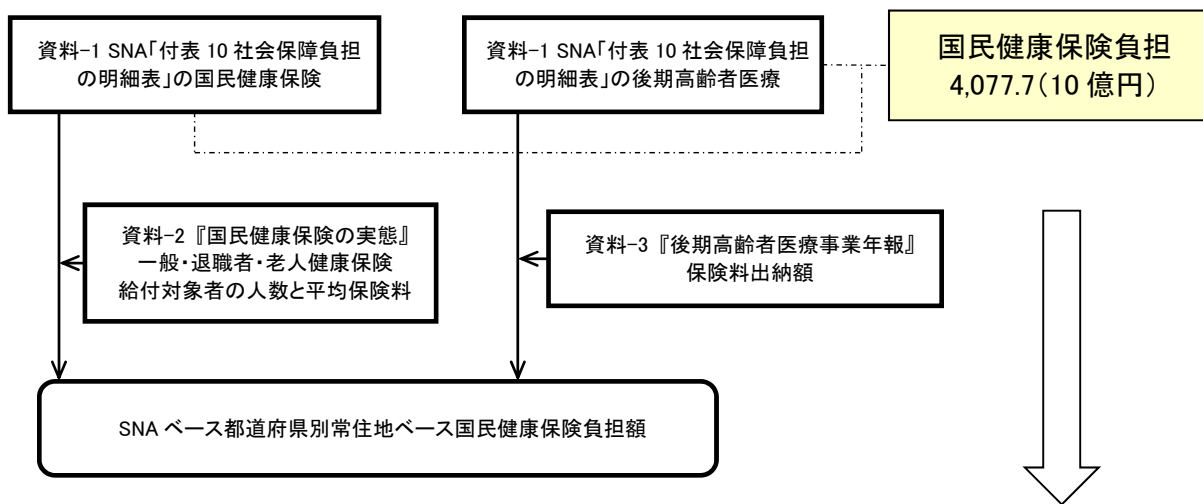
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）…「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）…「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）…「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

②推計方法

- 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2.国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 負担額		都道府県	平成20年度 負担額
1	北海道	167,600	25	滋賀県	35,073
2	青森県	44,218	26	京都府	77,603
3	岩手県	35,188	27	大阪府	288,777
4	宮城県	67,275	28	兵庫県	173,308
5	秋田県	29,106	29	奈良県	41,858
6	山形県	34,686	30	和歌山県	32,665
7	福島県	57,254	31	鳥取県	15,230
8	茨城県	93,509	32	島根県	17,970
9	栃木県	73,312	33	岡山県	55,636
10	群馬県	67,081	34	広島県	78,559
11	埼玉県	242,406	35	山口県	45,671
12	千葉県	187,382	36	徳島県	21,014
13	東京都	602,023	37	香川県	30,030
14	神奈川県	281,682	38	愛媛県	38,844
15	新潟県	61,603	39	高知県	22,777
16	富山県	28,700	40	福岡県	140,941
17	石川県	33,272	41	佐賀県	25,959
18	福井県	20,629	42	長崎県	43,170
19	山梨県	27,291	43	熊本県	55,063
20	長野県	61,421	44	大分県	34,544
21	岐阜県	62,686	45	宮崎県	32,887
22	静岡県	118,440	46	鹿児島県	44,760
23	愛知県	239,163	47	沖縄県	32,708
24	三重県	56,727		合計	4,077,701

2.2.4 国家公務員共済組合

(1) 負担

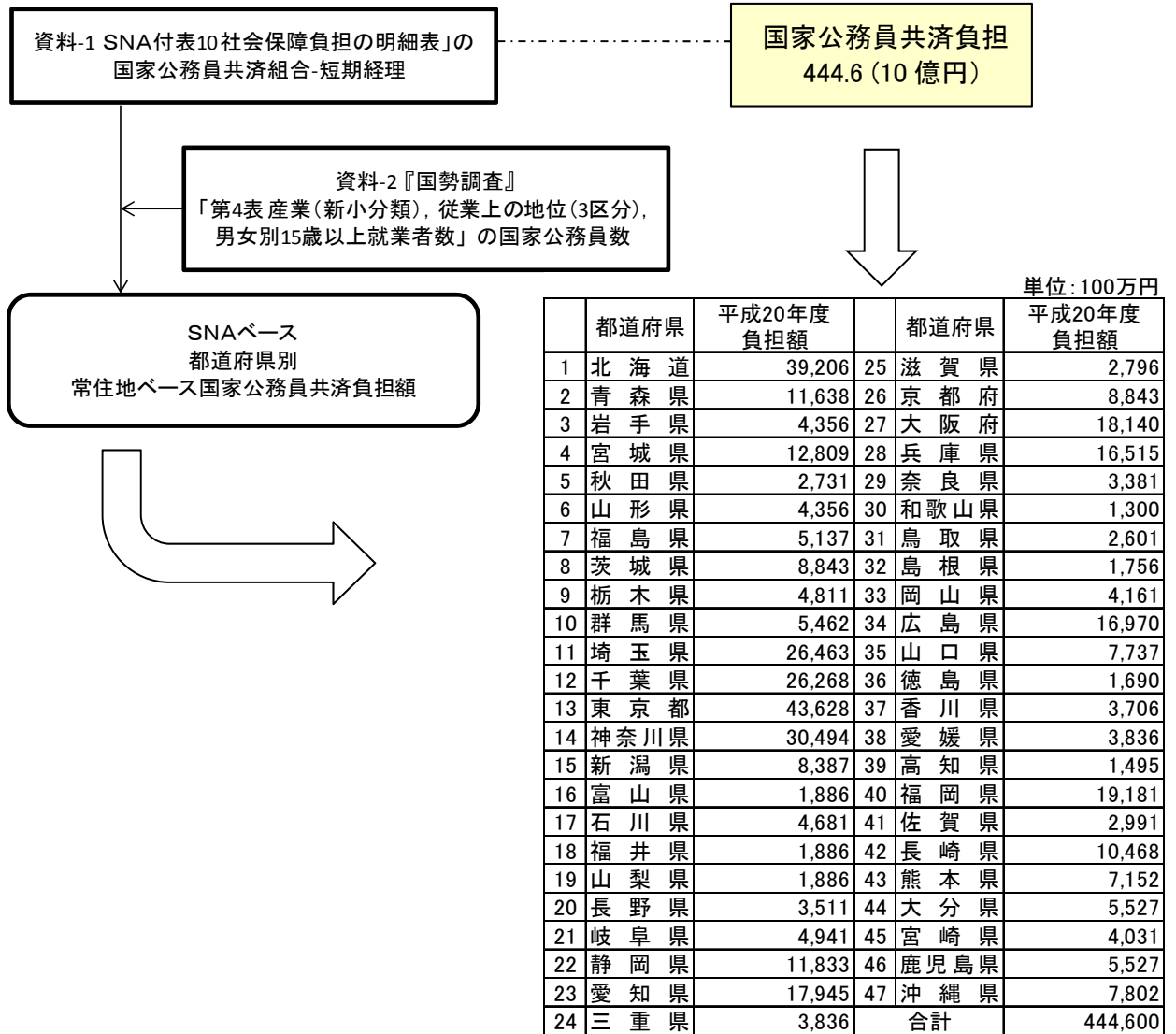
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）…「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）…新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業員上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

②推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業員上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1) 負担

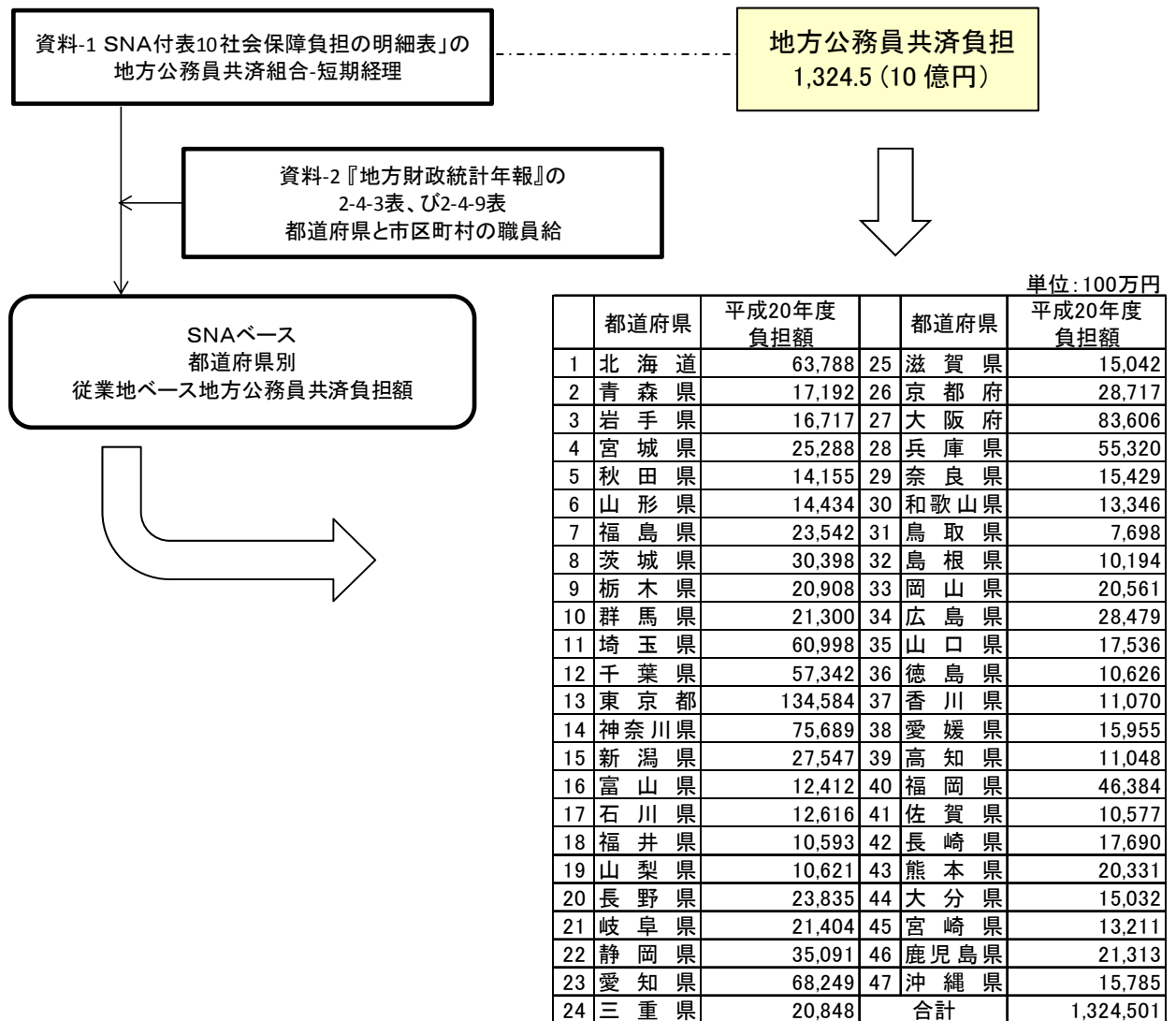
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、
「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1) 負担

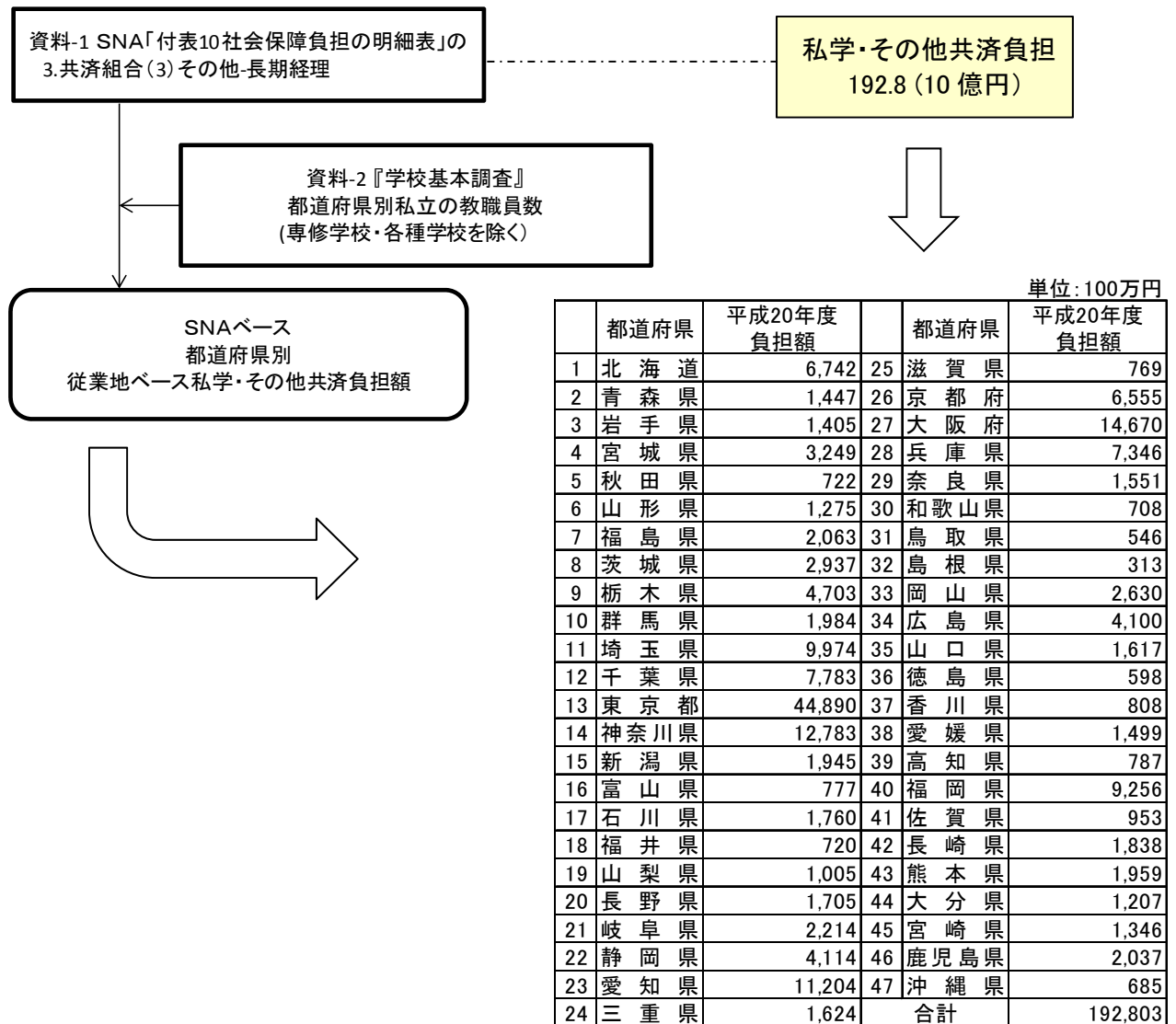
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（3）その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料 2 の詳細については、2.1.5【負担】を参照。

③推計フロー



2.2.7 船員保険

(1) 負担

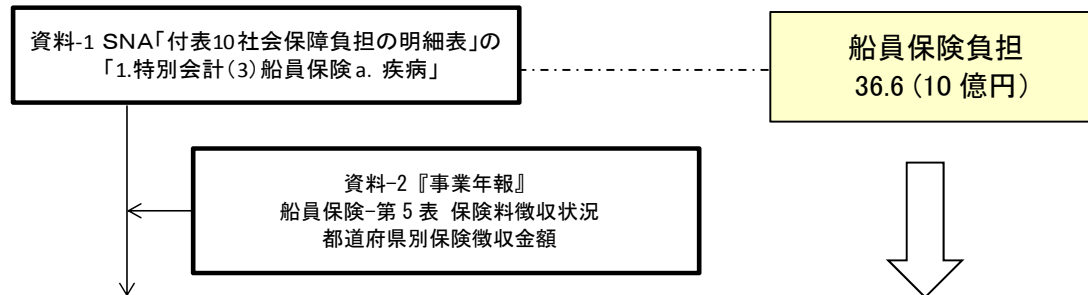
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- 資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- 資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」

②推計方法

- 都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成20年度 負担額		都道府県	平成20年度 負担額
1	北海道	2,258	25	滋賀県	0
2	青森県	600	26	京都府	25
3	岩手県	242	27	大阪府	2,165
4	宮城県	1,131	28	兵庫県	2,065
5	秋田県	98	29	奈良県	2
6	山形県	52	30	和歌山県	267
7	福島県	352	31	鳥取県	445
8	茨城県	339	32	島根県	495
9	栃木県	1	33	岡山県	755
10	群馬県	1	34	広島県	1,949
11	埼玉県	0	35	山口県	1,591
12	千葉県	469	36	徳島県	724
13	東京都	5,311	37	香川県	575
14	神奈川県	1,809	38	愛媛県	2,875
15	新潟県	326	39	高知県	426
16	富山県	102	40	福岡県	1,420
17	石川県	252	41	佐賀県	173
18	福井県	141	42	長崎県	1,585
19	山梨県	0	43	熊本県	642
20	長野県	0	44	大分県	631
21	岐阜県	0	45	宮崎県	399
22	静岡県	1,211	46	鹿児島県	993
23	愛知県	641	47	沖縄県	404
24	三重県	656		合計	36,598

2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

（1）給付

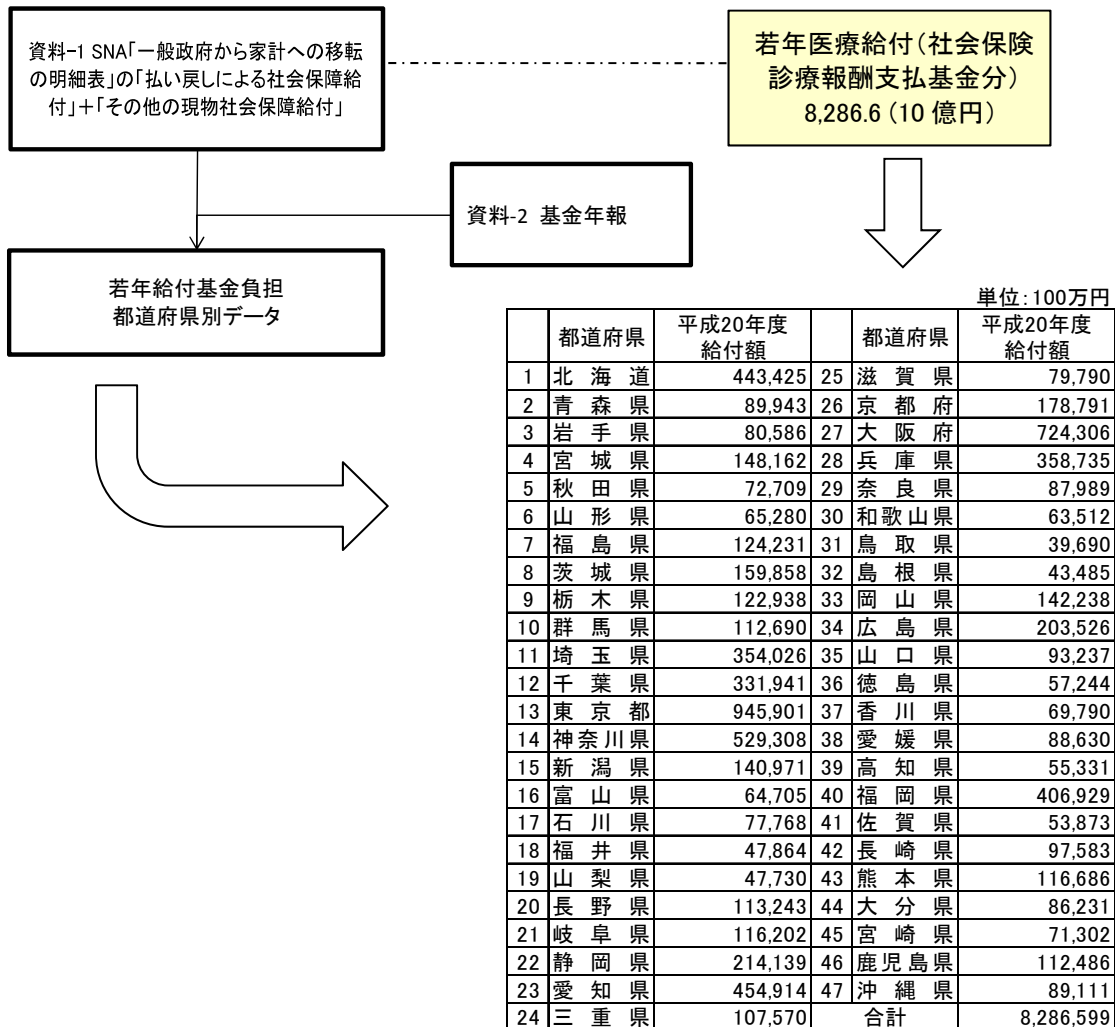
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の1.社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- 資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

②推計方法

- 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

（1）給付

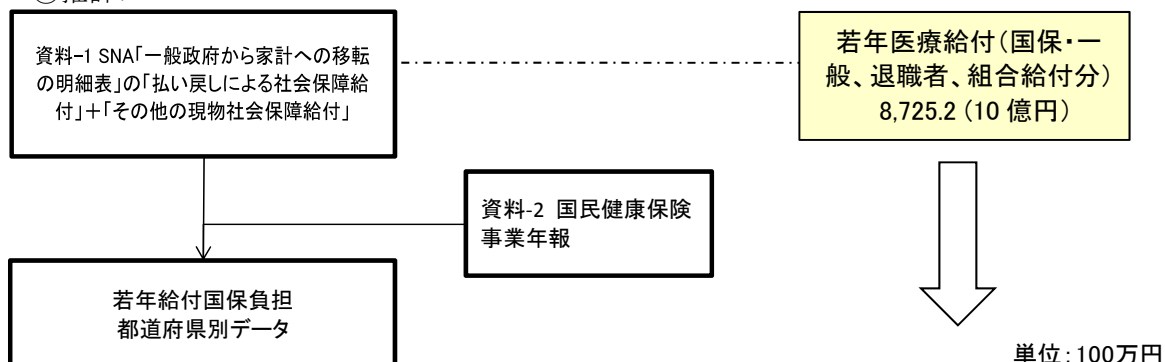
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

②推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成20年度 給付額		都道府県	平成20年度 給付額
1	北海道	428,631	25	滋賀県	77,785
2	青森県	110,674	26	京都府	168,326
3	岩手県	93,166	27	大阪府	673,863
4	宮城県	150,788	28	兵庫県	381,050
5	秋田県	81,834	29	奈良県	92,423
6	山形県	77,242	30	和歌山県	83,600
7	福島県	137,291	31	鳥取県	39,986
8	茨城県	192,610	32	島根県	51,085
9	栃木県	130,092	33	岡山県	133,739
10	群馬県	136,310	34	広島県	209,021
11	埼玉県	447,762	35	山口県	111,479
12	千葉県	387,333	36	徳島県	57,086
13	東京都	852,024	37	香川県	73,853
14	神奈川県	550,531	38	愛媛県	110,710
15	新潟県	154,385	39	高知県	64,728
16	富山県	67,351	40	福岡県	366,074
17	石川県	80,241	41	佐賀県	66,715
18	福井県	49,744	42	長崎県	129,707
19	山梨県	58,833	43	熊本県	145,170
20	長野県	132,298	44	大分県	92,850
21	岐阜県	139,756	45	宮崎県	91,938
22	静岡県	243,537	46	鹿児島県	139,677
23	愛知県	437,827	47	沖縄県	103,224
24	三重県	120,848		合計	8,725,197

2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

（１）給付

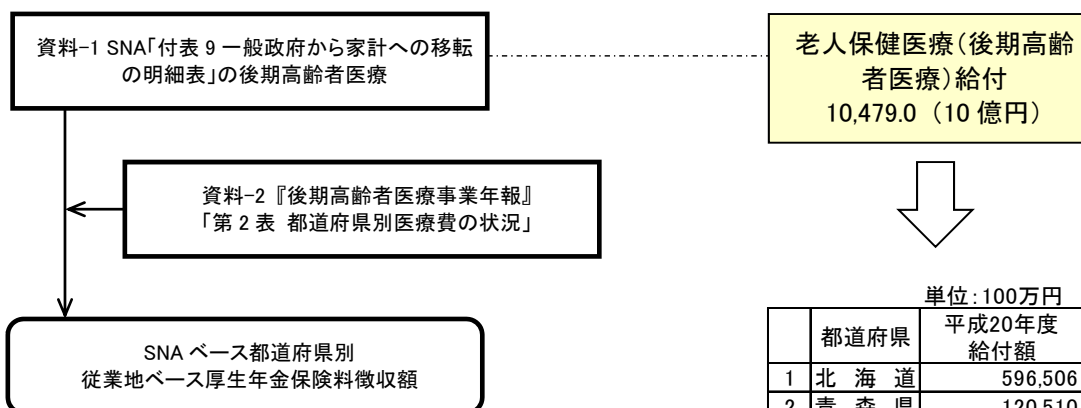
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1) 医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

②推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 給付額
1	北海道	596,506
2	青森県	120,510
3	岩手県	123,044
4	宮城県	181,243
5	秋田県	120,255
6	山形県	121,656
7	福島県	194,526
8	茨城県	213,096
9	栃木県	145,075
10	群馬県	161,966
11	埼玉県	384,485
12	千葉県	344,933
13	東京都	837,195
14	神奈川県	512,761
15	新潟県	211,215
16	富山県	108,740
17	石川県	117,410
18	福井県	80,673
19	山梨県	76,056
20	長野県	199,348
21	岐阜県	168,848
22	静岡県	275,745
23	愛知県	492,579
24	三重県	145,600
25	滋賀県	102,605
26	京都府	231,501
27	大阪府	678,136
28	兵庫県	463,665
29	奈良県	112,650
30	和歌山県	106,399
31	鳥取県	62,059
32	島根県	87,403
33	岡山県	197,886
34	広島県	296,378
35	山口県	178,226
36	徳島県	89,531
37	香川県	108,760
38	愛媛県	152,691
39	高知県	108,418
40	福岡県	519,262
41	佐賀県	94,993
42	長崎県	172,377
43	熊本県	211,472
44	大分県	139,388
45	宮崎県	117,108
46	鹿児島県	218,498
47	沖縄県	96,130
	合計	10,479,001

2.2.11 介護

(1) 負担

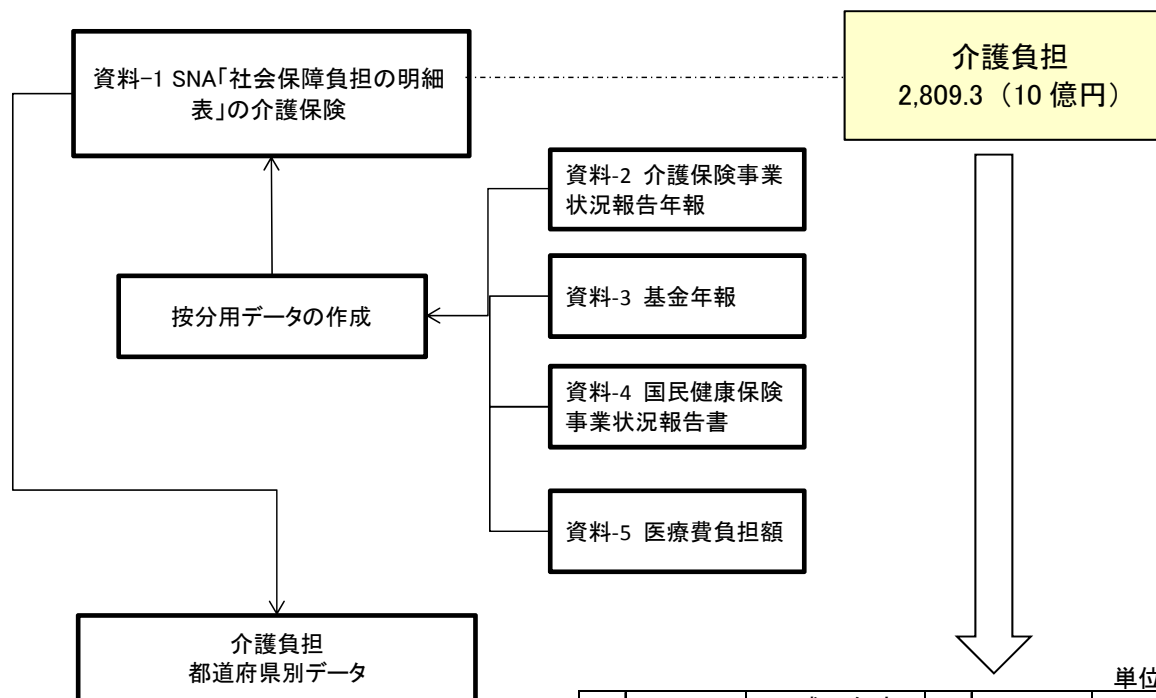
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計 (第 1 号被保険者負担額)
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況 (第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』(厚生労働省) ----B 表 介護納付金 (第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-5 『医療費負担額』(本調査)

①推計方法

- ・ 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額 (資料-2) と第 2 号被保険者負担額 (資料-3、資料-4) から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・ 資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 負担額		都道府県	平成20年度 負担額
1	北海道	111,511	25	滋賀県	27,734
2	青森県	30,586	26	京都府	58,516
3	岩手県	27,177	27	大阪府	217,361
4	宮城県	46,347	28	兵庫県	118,025
5	秋田県	24,362	29	奈良県	26,448
6	山形県	25,769	30	和歌山県	22,797
7	福島県	39,616	31	鳥取県	13,253
8	茨城県	55,868	32	島根県	17,380
9	栃木県	39,304	33	岡山県	45,366
10	群馬県	41,711	34	広島県	67,387
11	埼玉県	121,593	35	山口県	33,830
12	千葉県	105,544	36	徳島県	19,050
13	東京都	388,324	37	香川県	21,925
14	神奈川県	176,247	38	愛媛県	32,902
15	新潟県	53,570	39	高知県	17,327
16	富山県	28,442	40	福岡県	108,061
17	石川県	27,913	41	佐賀県	19,149
18	福井県	18,705	42	長崎県	32,615
19	山梨県	17,312	43	熊本県	39,693
20	長野県	48,818	44	大分県	25,922
21	岐阜県	44,559	45	宮崎県	24,102
22	静岡県	82,570	46	鹿児島県	34,646
23	愛知県	166,446	47	沖縄県	22,920
24	三重県	40,596		合計	2,809,299

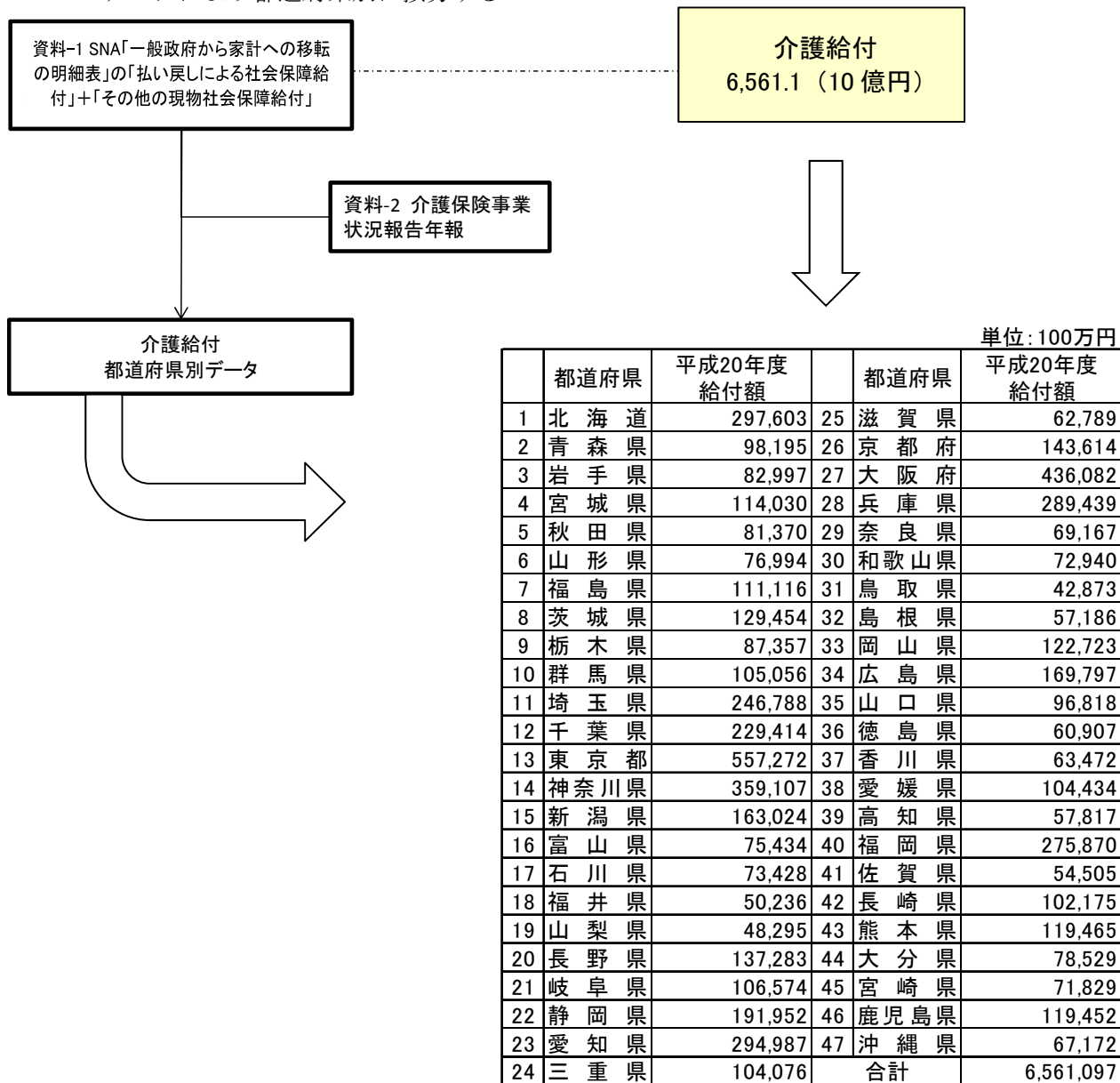
(2) 給付

①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- 資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）---第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

②推計方法

- 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



2.3 税金部門

2.3.1 所得税

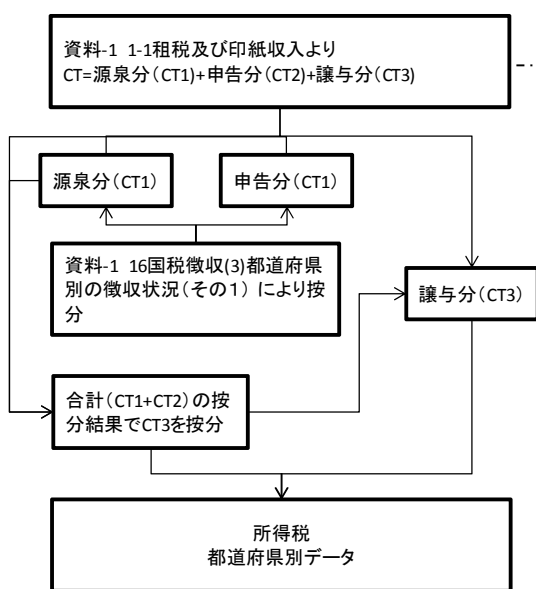
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）---1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与税）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③推計フロー



所得税
14,985.1 (10億円)

単位:100万円

	都道府県	平成20年度 所得税	都道府県	平成20年度 所得税	
1	北海道	322,280	25	滋賀県	81,937
2	青森県	60,505	26	京都府	259,308
3	岩手県	58,564	27	大阪府	1,325,524
4	宮城県	150,254	28	兵庫県	428,243
5	秋田県	45,631	29	奈良県	74,952
6	山形県	58,167	30	和歌山県	57,043
7	福島県	98,114	31	鳥取県	26,045
8	茨城県	177,845	32	島根県	33,305
9	栃木県	138,115	33	岡山県	122,194
10	群馬県	136,955	34	広島県	234,540
11	埼玉県	479,339	35	山口県	93,316
12	千葉県	384,344	36	徳島県	46,881
13	東京都	6,127,048	37	香川県	69,104
14	神奈川県	853,739	38	愛媛県	89,128
15	新潟県	134,225	39	高知県	39,548
16	富山県	80,063	40	福岡県	378,524
17	石川県	83,255	41	佐賀県	40,401
18	福井県	55,723	42	長崎県	69,634
19	山梨県	55,138	43	熊本県	92,284
20	長野県	138,923	44	大分県	59,508
21	岐阜県	143,671	45	宮崎県	59,980
22	静岡県	321,713	46	鹿児島県	80,042
23	愛知県	931,452	47	沖縄県	67,316
24	三重県	121,257		合計	14,985,077

注：CTはコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

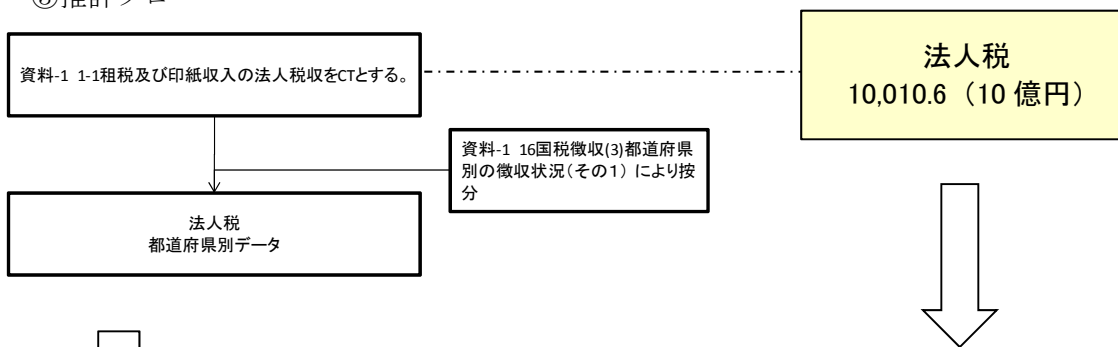
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 法人税		都道府県	平成20年度 法人税
1	北海道	144,940	25	滋賀県	50,197
2	青森県	22,401	26	京都府	241,278
3	岩手県	22,214	27	大阪府	1,057,981
4	宮城県	59,558	28	兵庫県	253,613
5	秋田県	14,944	29	奈良県	25,947
6	山形県	22,961	30	和歌山県	30,699
7	福島県	45,202	31	鳥取県	9,974
8	茨城県	82,571	32	島根県	14,855
9	栃木県	49,623	33	岡山県	83,047
10	群馬県	84,996	34	広島県	143,850
11	埼玉県	179,441	35	山口県	71,380
12	千葉県	163,569	36	徳島県	22,174
13	東京都	4,974,571	37	香川県	49,992
14	神奈川県	311,922	38	愛媛県	70,183
15	新潟県	85,052	39	高知県	16,534
16	富山県	42,855	40	福岡県	196,773
17	石川県	42,971	41	佐賀県	22,659
18	福井県	32,558	42	長崎県	30,685
19	山梨県	42,459	43	熊本県	36,417
20	長野県	64,663	44	大分県	30,643
21	岐阜県	75,095	45	宮崎県	23,234
22	静岡県	161,626	46	鹿児島県	36,264
23	愛知県	677,425	47	沖縄県	37,575
24	三重県	51,030		合計	10,010,601

2.3.3 消費税

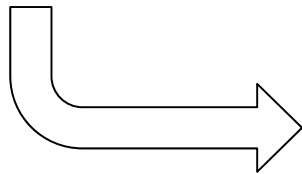
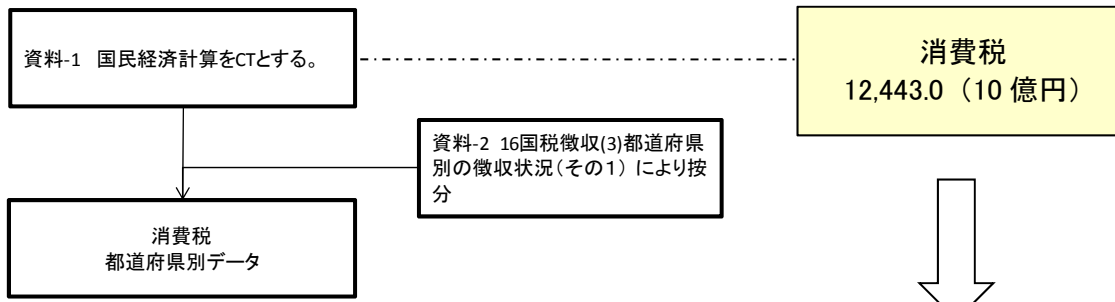
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）---16 国税徴収(3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成20年度 消費税		都道府県	平成20年度 消費税
1	北海道	309,692	25	滋賀県	69,676
2	青森県	67,769	26	京都府	205,303
3	岩手県	57,672	27	大阪府	1,204,031
4	宮城県	144,341	28	兵庫県	347,801
5	秋田県	43,950	29	奈良県	47,912
6	山形県	60,953	30	和歌山県	46,738
7	福島県	105,135	31	鳥取県	26,748
8	茨城県	152,464	32	島根県	34,753
9	栃木県	112,304	33	岡山県	124,413
10	群馬県	133,896	34	広島県	220,729
11	埼玉県	332,023	35	山口県	82,998
12	千葉県	279,390	36	徳島県	36,286
13	東京都	4,792,704	37	香川県	75,658
14	神奈川県	576,840	38	愛媛県	87,142
15	新潟県	151,923	39	高知県	34,576
16	富山県	94,382	40	福岡県	352,340
17	石川県	83,518	41	佐賀県	39,961
18	福井県	56,559	42	長崎県	62,429
19	山梨県	45,810	43	熊本県	83,833
20	長野県	133,352	44	大分県	61,923
21	岐阜県	136,167	45	宮崎県	49,197
22	静岡県	260,941	46	鹿児島県	75,922
23	愛知県	774,850	47	沖縄県	58,545
24	三重県	107,451		合計	12,443,000

2.3.4 自動車重量税

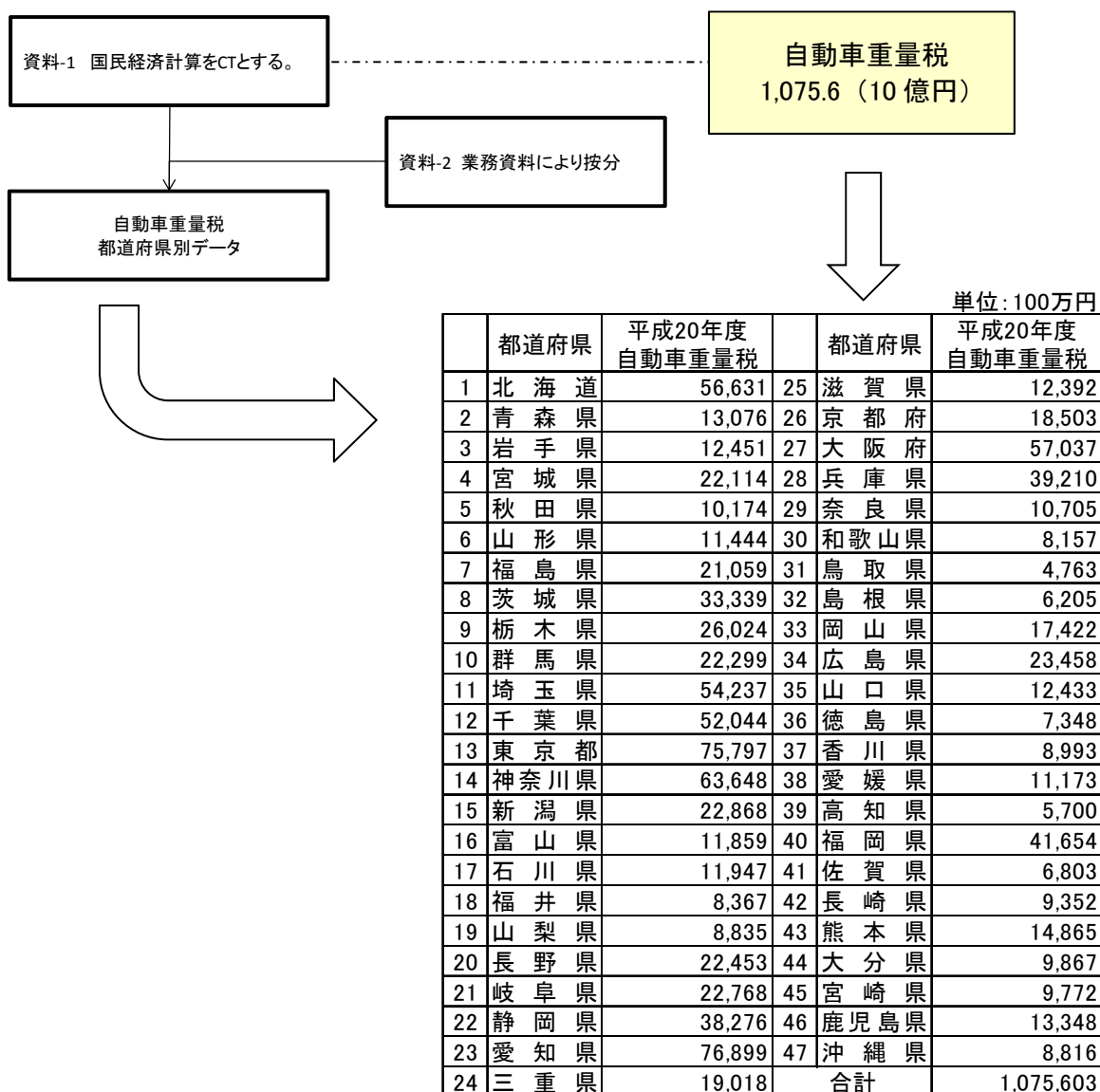
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの

②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を2倍したものとする。
これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



2.3.5 輸入関税

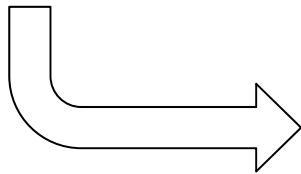
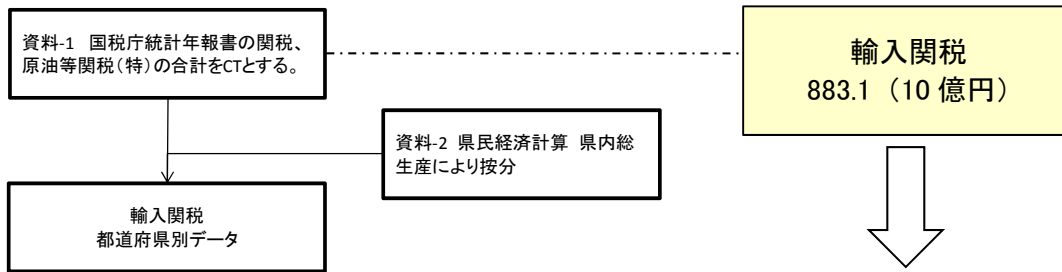
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』(国税庁) ----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- 資料-2 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質固定)

②推計方法

- 輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1の関税、原油等関税(特)の合計値とする。これを資料-2のデータにより都道府県別に按分する(適切な按分資料がないため)。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 輸入関税		都道府県	平成20年度 輸入関税
1	北海道	31,560	25	滋賀県	10,204
2	青森県	7,478	26	京都府	16,687
3	岩手県	8,097	27	大阪府	64,752
4	宮城県	14,264	28	兵庫県	34,681
5	秋田県	6,661	29	奈良県	6,217
6	山形県	7,418	30	和歌山県	5,013
7	福島県	14,450	31	鳥取県	3,362
8	茨城県	19,288	32	島根県	3,999
9	栃木県	14,139	33	岡山県	12,684
10	群馬県	12,133	34	広島県	19,931
11	埼玉県	36,213	35	山口県	9,492
12	千葉県	33,377	36	徳島県	4,459
13	東京都	158,319	37	香川県	6,018
14	神奈川県	54,933	38	愛媛県	7,798
15	新潟県	14,973	39	高知県	3,609
16	富山県	7,962	40	福岡県	30,868
17	石川県	8,166	41	佐賀県	4,938
18	福井県	5,328	42	長崎県	7,362
19	山梨県	5,147	43	熊本県	9,934
20	長野県	15,105	44	大分県	7,947
21	岐阜県	12,459	45	宮崎県	6,238
22	静岡県	27,764	46	鹿児島県	8,952
23	愛知県	62,826	47	沖縄県	6,470
24	三重県	13,433		合計	883,108

2.3.6 その他（税金）

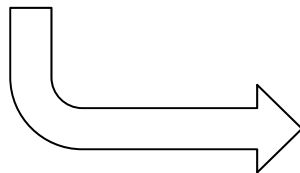
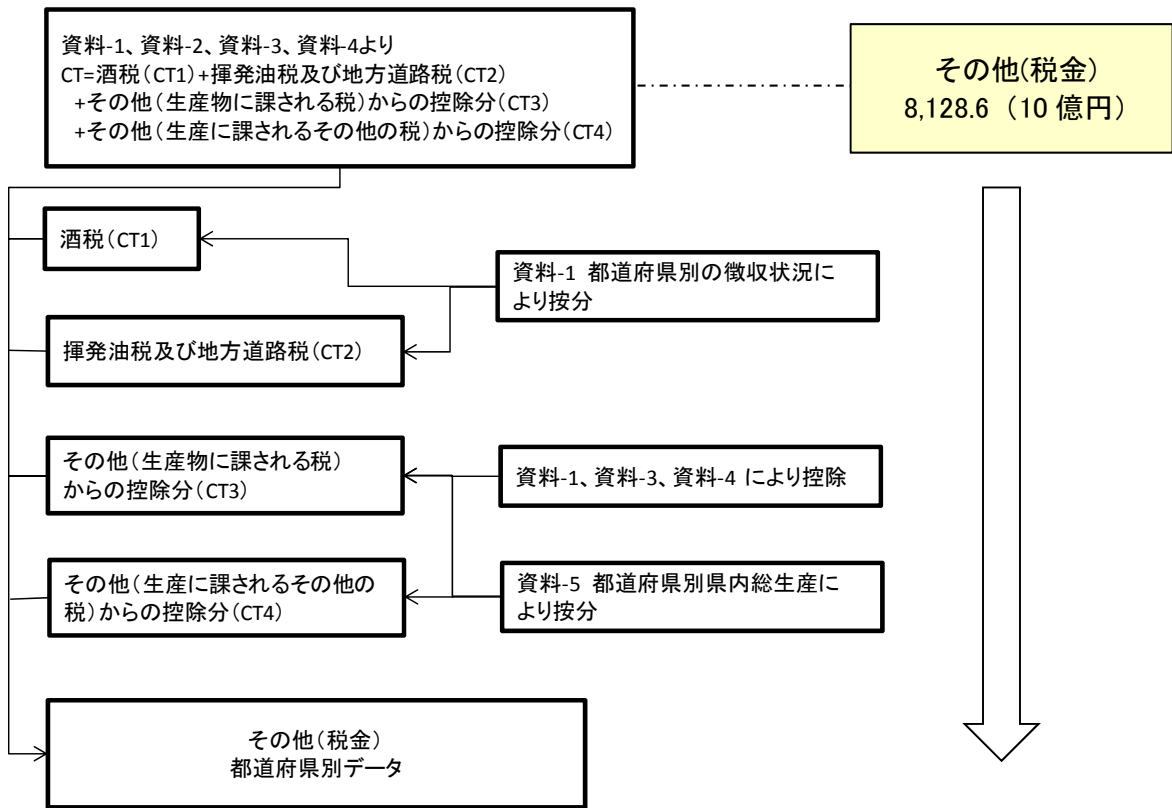
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金(3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」（1)生産物に課される税（中央政府）と a. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、(本調査)
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

②推計方法

- ・ その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める税金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・ 酒税は、資料-1 の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1 の徴収状況により按分する。
- ・ 揮発油税及び地方道路税は、資料-1 の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1 の徴収状況により按分する。
- ・ その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2 の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1 酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3 の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4 の省税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5 の県内総生産で按分する。
- ・ その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2 の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4 の自動車重量税の1/2、資料-3 の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5 の県内総生産で按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 その他(税金)		都道府県	平成20年度 その他(税金)
1	北海道	292,621	25	滋賀県	53,624
2	青森県	63,810	26	京都府	115,342
3	岩手県	27,375	27	大阪府	530,755
4	宮城県	204,656	28	兵庫県	244,226
5	秋田県	54,478	29	奈良県	20,635
6	山形県	33,139	30	和歌山県	120,481
7	福島県	107,287	31	鳥取県	11,055
8	茨城県	275,012	32	島根県	13,293
9	栃木県	87,045	33	岡山県	292,963
10	群馬県	79,932	34	広島県	68,788
11	埼玉県	122,114	35	山口県	258,558
12	千葉県	591,787	36	徳島県	15,155
13	東京都	1,493,819	37	香川県	89,357
14	神奈川県	850,563	38	愛媛県	103,481
15	新潟県	111,219	39	高知県	12,838
16	富山県	56,277	40	福岡県	217,215
17	石川県	38,996	41	佐賀県	21,934
18	福井県	17,605	42	長崎県	24,775
19	山梨県	20,871	43	熊本県	47,496
20	長野県	52,410	44	大分県	137,626
21	岐阜県	41,537	45	宮崎県	49,830
22	静岡県	156,398	46	鹿児島県	67,275
23	愛知県	491,309	47	沖縄県	63,158
24	三重県	278,524		合計	8,128,644

2.3.7 個人住民税

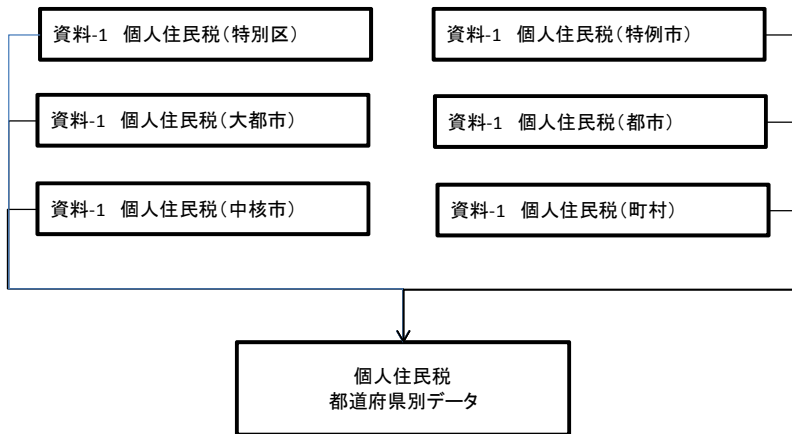
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別) (1)市民税（ロ）所得割、2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別) (1)市民税（ロ）所得割

②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成20年度 個人住民税		都道府県	平成20年度 個人住民税
1	北海道	399,649	25	滋賀県	127,504
2	青森県	81,420	26	京都府	240,971
3	岩手県	82,151	27	大阪府	825,695
4	宮城県	180,298	28	兵庫県	549,397
5	秋田県	63,961	29	奈良県	133,523
6	山形県	75,186	30	和歌山県	72,272
7	福島県	137,755	31	鳥取県	38,697
8	茨城県	256,447	32	島根県	48,015
9	栃木県	173,572	33	岡山県	155,859
10	群馬県	165,371	34	広島県	261,560
11	埼玉県	754,369	35	山口県	116,094
12	千葉県	676,235	36	徳島県	56,805
13	東京都	2,065,449	37	香川県	81,643
14	神奈川県	1,155,758	38	愛媛県	99,434
15	新潟県	173,846	39	高知県	49,852
16	富山県	95,903	40	福岡県	403,728
17	石川県	99,857	41	佐賀県	54,278
18	福井県	68,076	42	長崎県	91,542
19	山梨県	70,573	43	熊本県	116,234
20	長野県	173,970	44	大分県	80,375
21	岐阜県	181,919	45	宮崎県	67,938
22	静岡県	373,427	46	鹿児島県	102,436
23	愛知県	844,822	47	沖縄県	72,752
24	三重県	168,189		合計	12,364,807

2.3.8 法人住民税

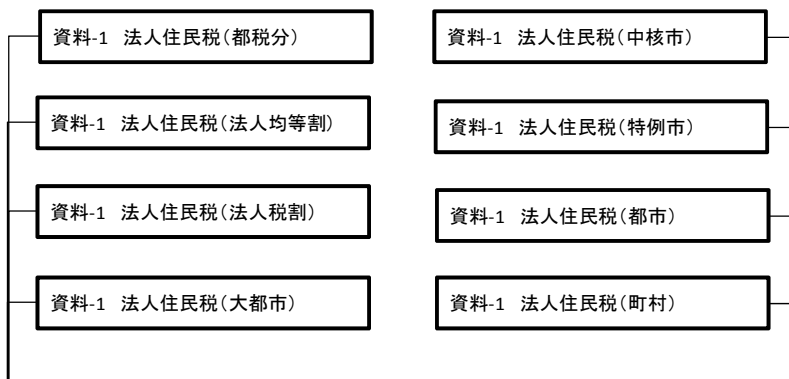
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績（1）道府県民税（ハ）法人均等割（ニ）法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績（1）市民税（ハ）法人均等割（ニ）法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績（1）市民税（ハ）法人均等割（ニ）法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績（1）市民税（ハ）法人均等割（ニ）法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績（都道府県別）及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績（都道府県別）（1）市民税（ハ）法人均等割（ニ）法人税割

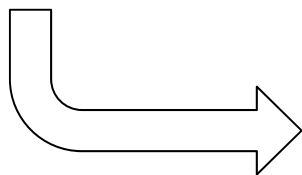
②推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位：100万円

	都道府県	平成20年度 法人住民税		都道府県	平成20年度 法人住民税
1	北海道	89,493	25	滋賀県	39,911
2	青森県	18,479	26	京都府	79,362
3	岩手県	20,320	27	大阪府	327,122
4	宮城県	53,129	28	兵庫県	121,441
5	秋田県	15,826	29	奈良県	16,647
6	山形県	19,205	30	和歌山県	20,452
7	福島県	36,408	31	鳥取県	9,211
8	茨城県	75,968	32	島根県	11,714
9	栃木県	53,183	33	岡山県	48,620
10	群馬県	45,359	34	広島県	80,633
11	埼玉県	129,221	35	山口県	34,626
12	千葉県	112,942	36	徳島県	15,851
13	東京都	1,121,889	37	香川県	25,981
14	神奈川県	215,009	38	愛媛県	30,224
15	新潟県	46,949	39	高知県	9,934
16	富山県	23,344	40	福岡県	116,747
17	石川県	29,384	41	佐賀県	15,697
18	福井県	19,554	42	長崎県	18,906
19	山梨県	23,402	43	熊本県	28,098
20	長野県	41,275	44	大分県	20,627
21	岐阜県	40,540	45	宮崎県	16,014
22	静岡県	98,907	46	鹿児島県	23,634
23	愛知県	313,522	47	沖縄県	16,795
24	三重県	43,814		合計	3,815,369

2.3.9 その他の経常税（非法人）

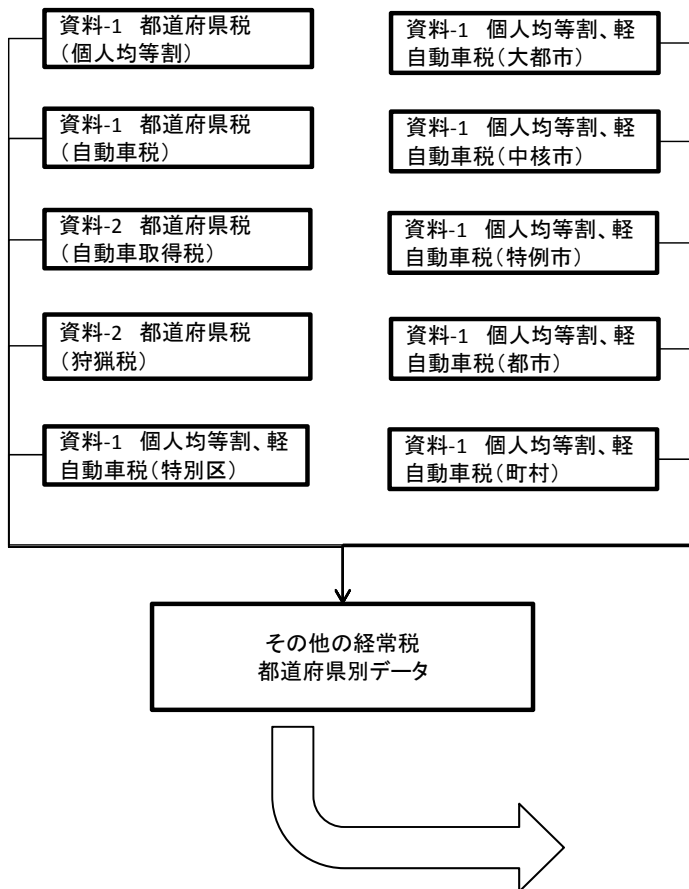
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績（1）道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税

②推計方法

- その他の経常税（非法人）は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成20年度 その他の 経常税		都道府県	平成20年度 その他の 経常税
1	北海道	62,531	25	滋賀県	16,389
2	青森県	14,562	26	京都府	23,711
3	岩手県	15,558	27	大阪府	73,009
4	宮城県	26,099	28	兵庫県	55,637
5	秋田県	12,630	29	奈良県	14,326
6	山形県	14,303	30	和歌山県	10,725
7	福島県	25,368	31	鳥取県	6,432
8	茨城県	41,039	32	島根県	7,865
9	栃木県	28,933	33	岡山県	22,572
10	群馬県	28,015	34	広島県	30,440
11	埼玉県	74,111	35	山口県	16,436
12	千葉県	63,711	36	徳島県	8,837
13	東京都	105,719	37	香川県	11,341
14	神奈川県	85,623	38	愛媛県	14,566
15	新潟県	27,886	39	高知県	7,631
16	富山県	14,438	40	福岡県	51,445
17	石川県	14,751	41	佐賀県	9,081
18	福井県	10,248	42	長崎県	12,625
19	山梨県	11,018	43	熊本県	19,057
20	長野県	28,283	44	大分県	12,755
21	岐阜県	27,643	45	宮崎県	11,974
22	静岡県	48,451	46	鹿児島県	16,732
23	愛知県	95,649	47	沖縄県	11,285
24	三重県	23,857		合計	1,365,297

2.3.10 生産物に課される税（その他）

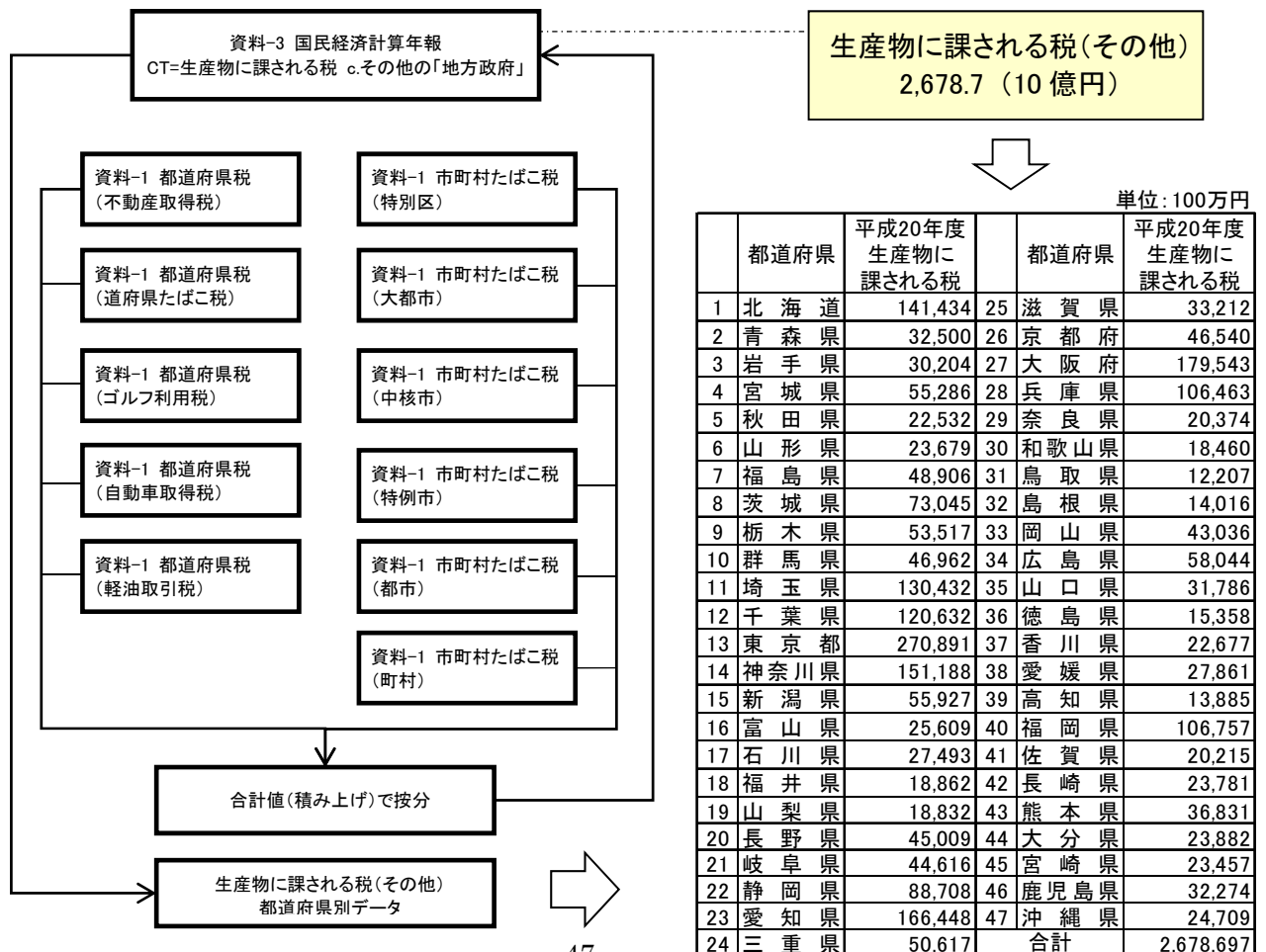
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績（4）不動産取得税（5）道府県たばこ税（6）ゴルフ場利用、1.総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6の6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税c.その他「地方政府」の値

②推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3 の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③推計フロー



2.3.11 生産に課されるその他の税

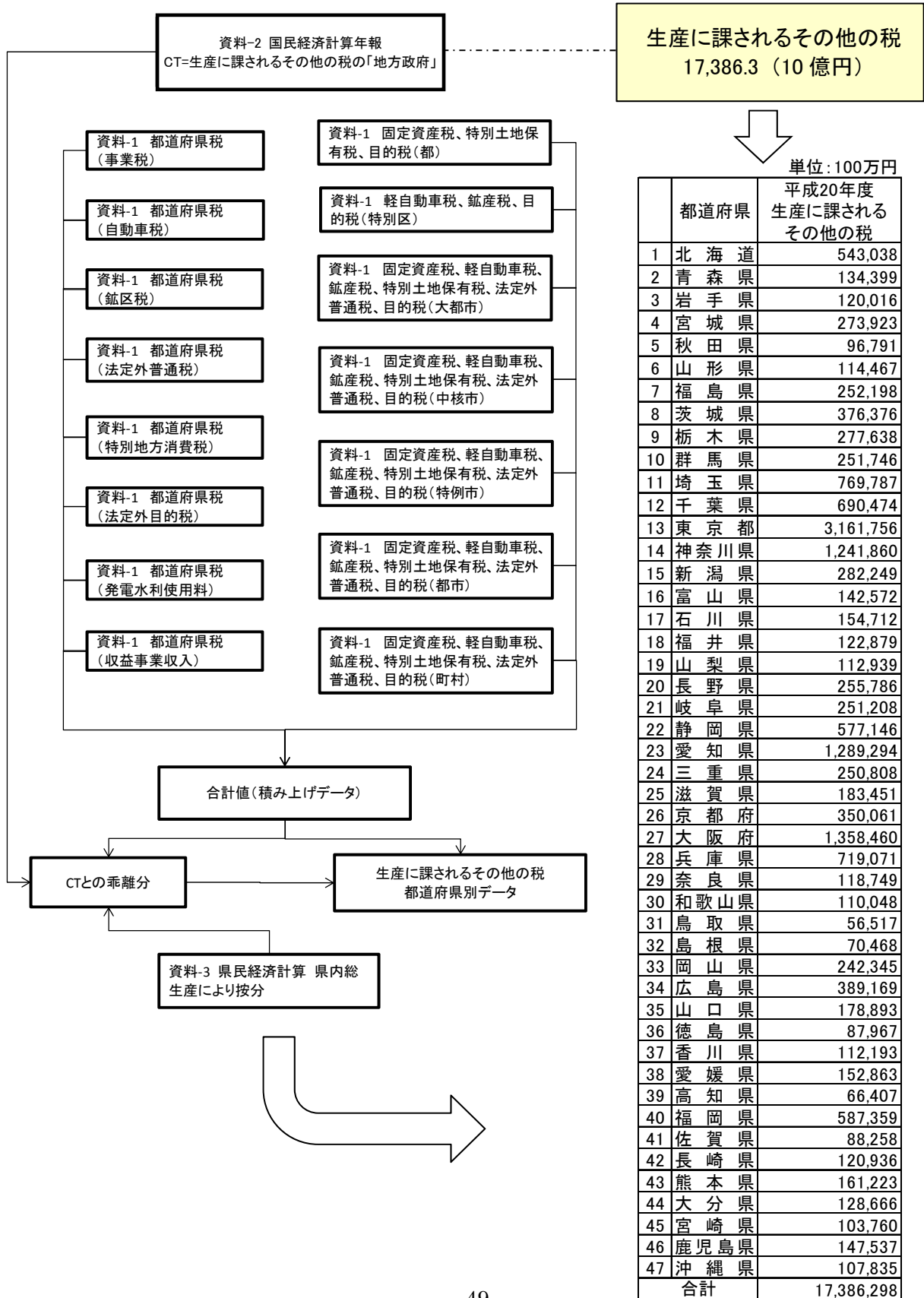
①使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』(総務省) ---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税,自動車税,鉦区税,法定外普通税,特別地方消費税,法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税,特別土地保有税,目的税,軽自動車税特別区),鉦産税(特別区),目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』(内閣府) ---- 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質固定)

②推計方法

- ・ 生産に課される税(その他)は、生産に課されるその他の税=都道府県税(事業税+自動車税の 1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入)+市町村税(固定資産税+軽自動車税の 1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税)である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・ 資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

③推計フロー



2.4 県民経済計算

(1) 1996～2008年

①系列名

実質・名目移出、実質・名目移入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目在庫純増、実質・名目その他の最終需要就業者数、雇用者報酬、名目政府消費、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）---3.県民所得、4.県内総生産（支出側、名目）、5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6.県民雇用者報酬、12.県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）---付表 8.一般政府の目的別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）---都道府県別社会資本ストック

③推計方法

- ・ 基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、実質移出、実質移入、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・ 実質移出、実質移入は、愛知県のみ実質値が公表されていない。そこで、公表されている名目値を、他の46都道府県のインプリシットデフレーター（名目値/実質値）の算術平均で実質化したものを推計値とする。
- ・ 固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料 推計方法
実質移出	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 財貨・サービスの移出。 愛知県は実質値が公表されていないので、公表されている名目値を他の46都道府県のインプリシットデフレーターの算術平均値で実質化したものを推計値とする。
実質移入	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 財貨・サービスの移入。 愛知県は実質値が公表されていないので、公表されている名目値を他の47都道府県のインプリシットデフレーターの算術平均値で実質化したものを推計値とする。
都道府県実質GDP	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 県内総生産 =実質民間企業設備+実質民間住宅+実質公的資本形成+実質政府消費+実質民間消費+ その他の最終需要+実質移出-実質移入(※在庫純増が明示的に含んでいないことに注意。 在庫純増は、「その他の最終需要」に含んでいる。
実質GDP	=都道府県実質GDPの合計=地域GDPの合計
実質民間企業設備	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間企業設備。

系列名	推計資料 推計方法
実質民間住宅	県民経済計算 5. 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間住宅。
実質公的資本形成	県民経済計算 5. 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 公的総固定資本形成。
実質政府消費	県民経済計算 5. 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 政府最終消費支出。
実質民間消費	県民経済計算 5. 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間最終消費支出。
実質在庫純増	県民経済計算 5. 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 在庫品増加。
実質その他の最終需要	=都道府県実質GDP-実質民間企業設備-実質民間住宅-実質公的資本形成-実質政府消費-実質移出+実質移入-実質民間消費。
実質統計上の不突合	県民経済計算 5. 県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 統計上の不突合。
名目移出	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 財貨・サービスの移出。
名目移入	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 財貨・サービスの移入。
都道府県名目GDP	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 県内総生産。
名目GDP	=都道府県名目GDPの合計=地域GDPの合計
名目民間企業設備	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 民間企業設備。
名目民間住宅	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 民間住宅。
名目公的資本形成	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 公的総固定資本形成。
名目公的資本形成 (うち一般政府)	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 公的総固定資本形成(うち一般政府)。
名目政府消費	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 政府最終消費支出。
名目民間消費	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 民間最終消費支出。
名目在庫純増	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 在庫品増加。
名目その他の最終需要	=都道府県名目GDP-名目民間企業設備-名目民間住宅-名目公的資本形成-名目政府消費-実質移出+実質移入-実質民間消費。
名目統計上の不突合	県民経済計算 4. 県内総生産(支出側、名目) 統計上の不突合。
就業者数	県民経済計算 12. 県内就業者数。
雇用者報酬	県民経済計算 6. 県民雇用者報酬。
財産所得(家計)	県民経済計算 3. 県民所得 家計。
固定資本減耗	CTを国民経済計算の付表8. 一般政府の目的別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する。

(2) 1980～1995年

①系列名

実質・名目移出、実質・名目移入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目在庫純増、実質・名目その他の最終需要就業者数、雇業者報酬、名目政府消費、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----平成8ー平成20年度（93SNA 平成12年基準）
- ・資料-2 『旧基準係数』（内閣府）----平成2ー平成15年度（93SNA 平成7年基準）
- ・資料-3 『旧基準係数』（内閣府）----昭和50ー平成11年度（68SNA 平成2年基準）

③推計方法

- ・ 遡及推計にあたり、まず各系列の96-08年（93SNA 平成12年基準）、90-03年（93SNA 平成7年基準）、80-99年（68SNA 平成2年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- ・ 93SNA 平成7年基準のデータを93SNA 平成12年基準に変換して90-95年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03年までの乖離係数（93SNA 平成12年基準／93SNA 平成7年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に93SNA 平成7年基準のデータを乗じて93SNA 平成12年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- ・ 68SNA 平成2年基準のデータを93SNA 平成12年基準に変換して80-89年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99年までの乖離係数（93SNA 平成12年基準／68SNA 平成2年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に68SNA 平成2年基準のデータを乗じて93SNA 平成12年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

2.5 都道府県別の民間企業資本ストック

2.5.1 推計方法

(1) 本推計の概要

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、平成12年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、平成13年度以降は、内閣府が公表した「民間企業資本ストック年報」の新設投資額に整合するように都道府県別の新設投資額を過去の新設投資額から各種の関連統計に基づいて延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

(2) 都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

①民間企業資本ストックの範囲

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

- ・ 農林水産業
- ・ 鉱業
- ・ 建設業
- ・ 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属²、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他³）
- ・ 卸売・小売業
- ・ 金融・保険業
- ・ 不動産業
- ・ 運輸・通信業
- ・ 電気・ガス・水道業
- ・ サービス業

なお、都道府県別合計値が内閣府「民間企業資本ストック」（進捗ベース）の全国値に合うように調整した。

②推計資料

- ・ 新設投資額の一次推計については、以下のとおり作成した按分指標に基づいて都道府県別値を推計した。
- ・ 平成20年以降、工業統計の産業分類が変更となったため、SNAの産業分類うちの「一般機械」、「精密機械」を合算したものが工業統計の「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」に相当するとみなし、

² 民間企業資本ストック年報の「鉄鋼」、「非鉄金属」を合算。

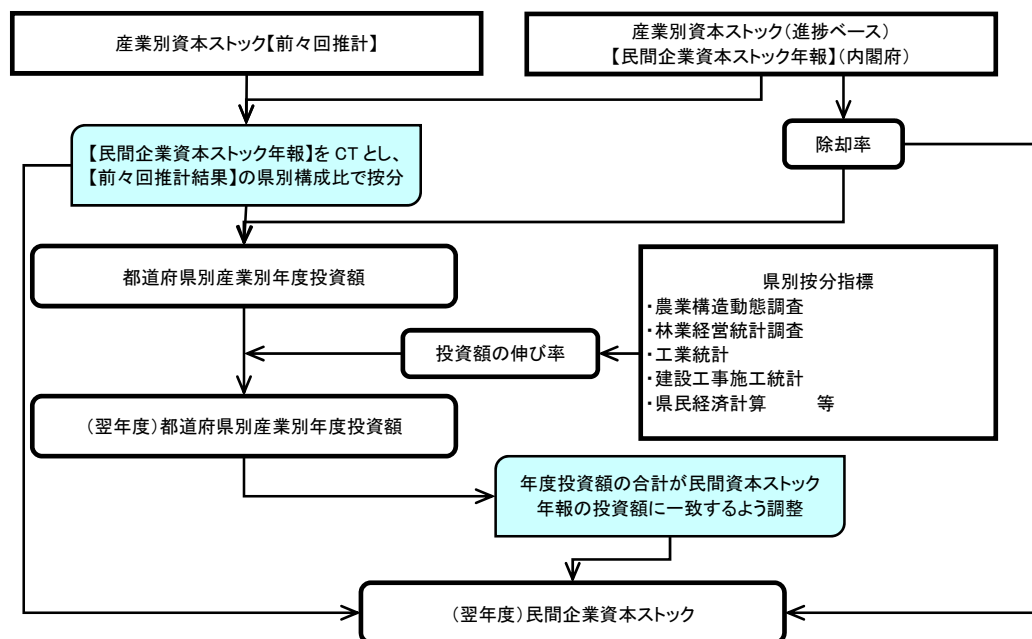
³ 民間企業資本ストック年報の「印刷・出版」、「その他製造業」を合算。

伸び率を計算した。

図表 2-1 按分指標の計算式と用いる統計資料

	指標計算式	資料名	備考
農業	1 農家あたり固定資本購入（増資） ×総農家数	農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)（農林水産省）	元資料は農林業センサス（5年度毎）であるが、直近を左記資料の変化率により延長して補完
		農業構造動態調査（農林水産省）	
林業	1 林家あたり償却資産 ×総林家数	林業経営統計調査（農林水産省）	
		農林業センサス（農林水産省）	農林業センサスの値で平成17年度以降固定
水産業 （漁家）	漁家あたり固定資産期首現在高 ×海面漁家数	固定資産期首現在高（漁業経営調査報告（個人経営体調査））（農林水産省）	連続したデータを安定して得ることが困難なため、昨年度同様、全期間1百万円で固定
		漁業センサス（農林水産省）	漁船非使用＋無動力船＋動力10t未満＋小型定置
水産業 （企業体）	期首有形固定資産 ×海面企業体数	漁業経営調査報告（会社経営体調査）	
		漁業センサス（農林水産省）	動力10t以上＋大型定置
水産業 （内水面 養殖業）	漁家あたり固定資産期首現在高 ×内水面漁業経営体数	固定資産期首現在高（漁業経営調査報告（個人経営体調査））（農林水産省）	漁船漁業3t未満の平均値を利用
		漁業センサス（農林水産省）	
鉱業	都道府県別鉱業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計（国土交通省）	
製造業	有形固定資産取得額（土地以外のもの）建物及び構築物、機械及び設備、その他の合計額	工業統計（経済産業省）	
卸売・小売業	都道府県別卸売・小売業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	
金融・保険業	都道府県別金融・保険業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	
不動産業	都道府県別不動産業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	
運輸・通信業	都道府県別運輸・通信業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	
電気・ガス・水道業	都道府県別電気・ガス・水道業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	
サービス業	都道府県別サービス業県内総生産	県民経済計算（内閣府）	

(3) 推計フロー



(4) 計算式

●当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{除却率}_{t,i} = 1 - \frac{\text{資本ストック}_{t,i} - \text{投資額}_{t,i}}{\text{資本ストック}_{t-1,i}}$$

●翌年度投資額(平成13年度以降)

$$\text{投資額}_{t,i,p} = \text{投資額}_{t,i}(\text{資本ストック年報}) \times \frac{\text{投資額}_{t-1,i,p} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i,p}}{\sum_{\text{都道府県}} \text{投資額}_{t-1,i} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i}}$$

●翌年度資本ストック(平成13年度以降)

$$\text{資本ストック}_{t,i,p} = (1 - \text{除却率}_{t,i}) \times \text{資本ストック}_{t-1,i,p} + \text{投資額}_{t,i,p}$$

t: 年度、i: 産業、p: 都道府県

2.6 都道府県別の社会資本ストック

2.6.1 推計方法の概要

(1) 本推計の概要

都道府県別社会資本ストックは、下記の「道路」「港湾」「空港」等の国土基盤分野について、まず新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」を用いて都道府県別に按分し、これらのデータを基に分野ごとに資本ストックを計算して推計する。

前年度調査における社会資本ストックの推計では、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成 17 年度）を更新する形を採っており、平成 15 年度までの再現部については、国土交通省総合政策局総合政策課の平成 16 年度の推計結果と国土交通省国土計画局総合計画局の平成 13 年度及び 14 年度推計のデータ更新したものを、「行政投資実績」の過年度の都道府県別投資比率で、都道府県に按分し、16 年度以降については、国土計画局の推計方針を基に、新たに入手可能なデータについては、入手することにより推計を行っている。

(2) 都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

①社会資本ストックの範囲

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- ・ 交通分野（道路、港湾、空港）
- ・ 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- ・ 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- ・ 文教分野（社会教育、学校）
- ・ 産業分野（農林漁業、工業用水）

②価格評価

設備投資及び資本ストックは、平成 12 年基準価格で評価する。

③都道府県別公共投資の把握

都道府県別社会資本ストックは、上記の国土基盤分野について、新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」で都道府県別に按分して得た都道府県データから計算して推計する。

全国値の把握は、後述するように各種統計から行うが、都道府県別への按分は、国土交通省所管分野（港湾・航空を除く）については「建設業務統計」（国土交通省）、それ以外の分野については「行政投資実績」（総務省）の投資額の構成比率を用いる。

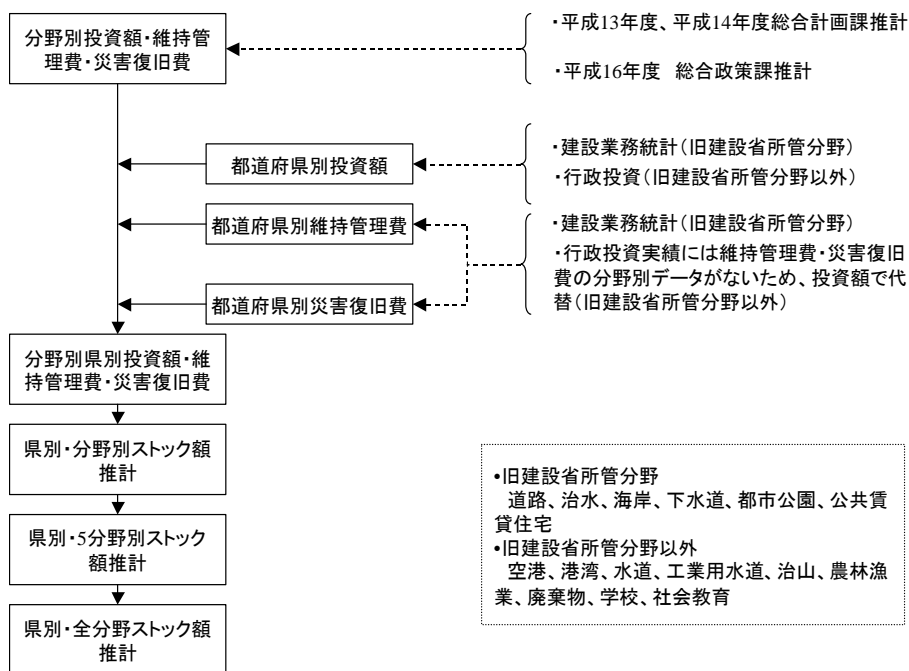
なお、「行政投資実績」（総務省）からは、公共部門の設備投資を都道府県別に毎年

度横並びで捕捉することができる。しかし、この統計では用地補償費や維持管理費が投資額から分離できない他、たとえば「道路」なら橋梁や舗装等の個別分野に細分化して見るには限界があり、このためこの統計を用いた場合には、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の推計、平成16年度と同総合政策課の推計に比べ精度が落ちることになる。このため、国土交通省所轄分野（港湾・空港を除く）については、「建設業務統計」を採用している。

(3) 推計手順

推計のフローは以下のとおりである。なお、本調査では既存の推計を利用し、データを更新する形で行う。

図表 2-2 県別・分野別推計のフロー



(4) 推計式

推計には以下の各式を用いている。

【新設費の推計式】

$$N_t = L_t - R_t - M_t - B_t$$

N_t : 新設費

L_t : 投資余力

(実績値最終年度(今回推計の場合は2008年度)の維持管理費+新設費+更新費+災害復旧費の合計値)

R_t : 更新費

M_t : 維持管理費

B_t : 災害復旧費

t : データの所属する年度

【更新費の推計式】

$$R_t = N_{t-n} + R_{t-n}$$

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

【維持管理費の推計式】

各資本分野の当期の該当する維持管理費の合計。ただし、治山は治水のストック額に対する維持管理費の割合を当てはめて推計。また、農林水は新設費に一定割合を乗じて推計(参考資料の分野別推計の方法を参照)。

【災害復旧費の推計式】

各資本分野で、災害復旧費を過去の実績値の平均値で求めている場合と、災害復旧費が小額のため想定していない場合ことがある。各分野の取り扱いについては参考資料の分野別推計の方法を参照のこと。

【ストック額の推計式】

$$K_t = K_{t-1} + N_t + R_t + B_{t-\frac{n}{2}} - (N_{t-n} + R_{t-n} + B_{t-n})$$

K_t : 当年度のストック額

N_t : 当年度の新設費

R_t : 当年度の更新費

$B_{t-\frac{n}{2}}$: 耐用年数の半分の年数が経過した際に災害復旧が生じたと仮定し、その差を調整するための項

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

B_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の災害復旧費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

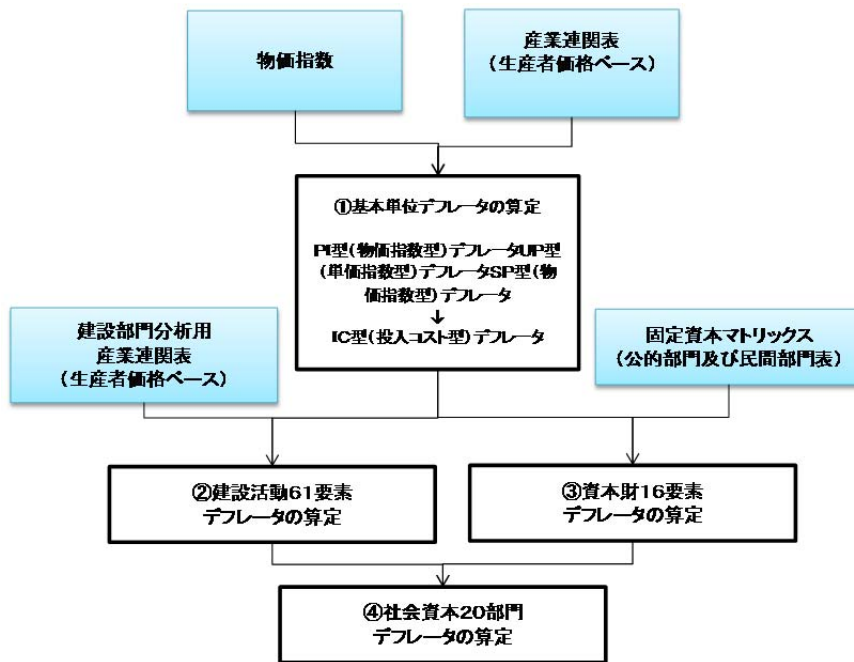
(5) デフレーター

新設費・更新費・災害普及費の実質化に用いるデフレーターの推計方法は、「日本の社会資本」に掲載されている手法に従う。

なお、平成 15 年度までのデフレーターについては、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」(平成 17 年度)と同様に、内閣府発行の「日本の社会資本」の推計で用いられている数値をそのまま採用する。

なお、延長推計する 20 年度だけでなく、過去の系列についても一部見直しを行っている。

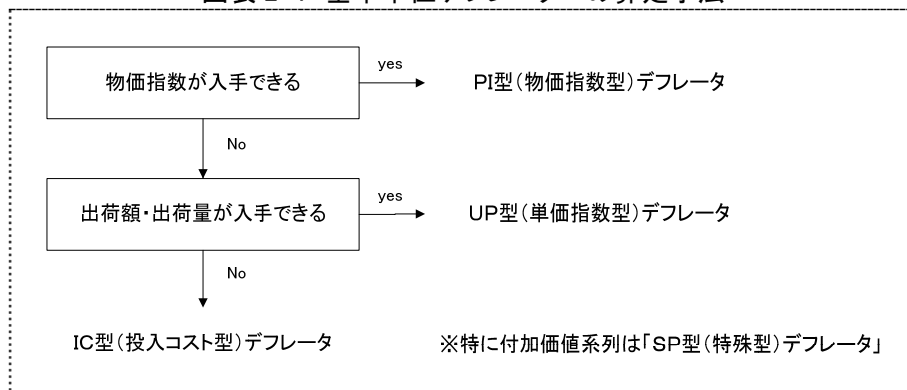
図表 2-3 デフレーター算定の流れ



①基本単位デフレーターの算定

基本単位デフレーターは、その財の特徴や既存物価統計の有無等に応じ、物価指数型 (PI 型)、単価指数型 (UP 型)、投入コスト型 (IC 型) 及び特殊型 (SP 型) の 4 種類の中のいずれかによって、1 次統計資料から算定する。

図表 2-4 基本単位デフレーターの算定手法



基本単位デフレーターの算定に必要なデータは以下の通りである。

図表 2-5 デフレーター推計に用いる1次統計資料

	出典	暦年 公表	年度 公表	備考
農業物価統計 (API)	農林水産省統計情報部	◎		平成8年から暦年。当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
消費者物価指数統計年報 (CPI)	総務省統計局	◎		品目別指数は暦年ベースのみ。当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
The NUCLEAR Review	米 TRADE TECH 社	—	—	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。ただし、平成16年度以降は、燃料棒がIC型に変更したため、使用していない。
企業物価指数 (CGPI) 輸入物価指数 輸出物価指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。(税込値) なお、企業物価指数 (CGPI) は2006年度まで2000年基準値、2007年度以降は2005年基準値における伸び率を用いて延長する。
東京都区部一般汚水使用料	東京都下水道局広報係	—	—	実績ベース (月次) 4月から翌年3月までの平均。
機械統計年報	経済産業省経済産業政策局	◎	◎	時系列データは年度ベースのデータを適用。平成12年基準変換のために、平成12暦年データを適用。
経済統計年報	日本銀行調査統計局			
国内銀行貸付金利			◎	
1年物定期預金			◎	
全国証券取引売買 全国手形交換		◎ ◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
工業統計表	経済産業省経済産業政策局	◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
電通広告年鑑	(株)電通		◎	
交通関連統計資料集 (旧「陸運統計要覧」等から統合)	国土交通省		◎	当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。

各算定方法は以下の通りである。

- **PI型(物価指数型)デフレーター**の算定…………… 得られたデータをそのまま採用。
- **UP型(単価指数型)デフレーター**の算定…………… 出荷量と出荷額から単用量あたりの価格を算定し、指数化。
- **IC型(投入コスト型)デフレーター**の算定
 投入コスト型デフレーターは、単位生産当たりの投入コストの変化を当該財の価格の変化とみなすもので、名目生産者価格ベースの産業連関表の投入額をウェイトとして計算する。具体的には、投入額が上位 10 品目以内かつ投入係数が 1%以上の投入要素(中間財、労働サービス、資本サービス)について、下式のように推計する。

【基本パターン】の計算

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

【投入品目に未知の IC型デフレーターを含むパターン】の計算

$$\begin{bmatrix} D_1 \\ D_2 \\ \dots \\ D_n \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} I - \begin{bmatrix} b_{1,1} & b_{1,2} & \dots & b_{1,n} \\ b_{2,1} & b_{2,2} & \dots & b_{2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n,1} & b_{n,2} & \dots & b_{n,n} \end{bmatrix}^t \end{bmatrix}^{-1} \begin{bmatrix} b_{n+1,1} & b_{n+1,2} & \dots & b_{n+1,n} \\ b_{n+2,1} & b_{n+2,2} & \dots & b_{n+2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n+m,1} & b_{n+m,2} & \dots & b_{n+m,n} \end{bmatrix}^t \begin{bmatrix} d_1 \\ d_2 \\ \dots \\ d_m \end{bmatrix}$$

ただし、 $b_{i,j} = \frac{a_{i,j}}{\sum_{k=1}^{m+n} a_{k,j}}$

D_i : デフレーター未知である*i*財のデフレーター

d_i : デフレーター既知である*i*財のデフレーター

a_{ij} : *j*部門の*i*財の投入係数

SP型デフレーターの算定

図表 2-6 SP型デフレーターの算定方法

SP型基本単位デフレーター	算定方法
公的金融（帰属利子）	全国銀行貸付金利、1年物定期預金、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（帰属利子）	
公的金融（手数料）	全国証券取引売買、全国手形交換、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（手数料）	
賃金・俸給	単位労働者の単位時間あたりの現金給与額 ＝現金給与総額指数／総実労働時間指数
社会保険料	
その他の給与及び手当	
営業余剰	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
資本減耗引当	木造住宅、非木造非住宅、鉱山・土木建設機械、運搬機械、その他の自動車、その他の機械・同部品、理化学機械デフレーターの合成
間接税	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
経常補助金	

②建設活動61要素デフレーター及び資本財16要素デフレーターの算定

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

d_i ：基本単位デフレーター（ $i=1 \sim 179$ 建設活動、 $i=1 \sim 68$ ：資本財）

$a_{i,j}$ ：建設活動 j に対する品目 i の投入係数（ $j=1 \sim 61$ ：建設活動）

資本財 j に対する品目 i の投入係数（ $j=1 \sim 16$ ：資本財）

D_j ：建設活動 j のデフレーターまたは資本財 j のデフレーター

③20部門デフレーターの算定

建設活動61要素デフレーター及び資本財16要素デフレーターを、投資構成をウェイトとして合成し、算出する。

2.6.2 分野別新設費・災害復旧費・更新費の全国値の推計

(1) 道路分野

①推計の対象

道路分野の推計対象を、「道路改良」、「橋梁整備」、「舗装新設」の3小分野とする。

②推計に用いたデータ

「道路統計年報」の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する以下のデータを使用。

図表 2-7 道路分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1949年度 ～1951年度	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 改良費	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 維持修繕費	
1952年度 ～1954年度	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 改良費	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 維持修繕費	
1955年度 ～1965年度	一般道路事業（直轄）の 道路改良、橋梁整備、舗装新設	一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の 橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持	
1965年度 ～2008年度	の 道路改良、橋梁整備、舗装新設、特殊改良		一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の 道路災害、橋梁災害
備考	1970年度以降は用地補償費の実績値を按分して、1970年より前は推計により用地補償費を投資額より抜いている。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	その他修繕を道路の修繕とみなし、維持を道路、橋梁、舗装に按分している。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	用地補償費の実績値を按分して用地補償費を災害復旧費から抜いている。

③耐用年数

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計と一致させており、道路局へのヒアリングに基づいている。

道路... 60年、橋梁... 60年、舗装... 10年

(2) 港湾分野

①推計の対象

港湾分野の推計対象を、「交通施設」、「係留施設」、「その他」の3小分野とする。

②推計に用いたデータ

国土交通省港湾局の港湾施設の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する下表のデータを使用。

ただし、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「港湾整備特別会計」（決算書）の「港湾整備勘定」及び「特定港湾施設工事勘定」の事業費の合計（平成20年度は「社会資本整備事業特別会計」の「港湾勘定」）を、新規改良費・維持補修費・災害復旧費で按分したものをデータとして使用している。

図表 2-8 港湾分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1875年度 ～2003年度	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省港 湾局提供資料のうち、 新規改 良費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省 港湾局提供資料のうち、 維 持補修費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、「そ の他」とも国土交通省港湾局 提供資料のうち、 災害復旧費 を利用
備考	港湾局の原典は、高橋宏直，後藤文子，横田弘[2005]「港湾施設の維持補修・更新費の将来推計」国総研資料 257号 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm)		

③耐用年数

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させている。

交通施設 … 60年

係留施設 … 50年

その他 … なし

(3) 空港分野

①推計の対象

空港分野の推計対象を、「航空路」、「空港」の2小分野とする。なお、航空路は航空保安施設などを含み、また空港は滑走路等を含むものである。

②推計に用いたデータ

1971年以降について、港湾分野の建設費、維持管理費、災害復旧費に関する以下のデータを、国土交通省航空局から入手して使用。ただし、成田空港、関西空港、中部空港に該当する金額については、特殊会社に行っていることを鑑み、推計の対象から除外。

なお、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「空港整備特別会計」（決算書）の事業費の合計（平成20年度は「社会資本整備事業特別会計」の「空港整備勘定」）を新設・改良費とみなし、それを「航空路」と「空港」の比率で按分したものをデータとして使用。このとき、「災害復旧費」については2000年度から2003年度までの期間同様にゼロとする。

図表 2-9 空港分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1971年度 ～2008年度	空港： 国土交通省航空局資料 「 空港の整備に係る総投資額 」 航空路： 国土交通省航空局資料 「 航空保安施設の整備に係る総投資額 」	空港： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 国内空港維持費 」、「 国際空港維持費 」 より対象外空港分を除いた額 航空路： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 航空路施設維持費 」	内閣府「日本の社会資本」のデータを用いる
備考	<p>(空港維持費の算出方法)</p> <p>①: 空港等維持運営費より国内空港維持費、国際空港維持費を抜き出す。(予算額については、別添電子データの国土交通省所管予算参考書(地方航空局、空港整備特別会計編)を参照。②、⑤、⑥も同様)</p> <p>②: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中①の割合分を抜き出す。</p> <p>③: ①と②を合算。(=羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場に係る年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>④: 二種b空港及び三種空港に係る維持管理投資の推定値を③に加えるため、以下の計算をおこなう。(旅客数については、別添電子データの空港管理状況調書を参照。なお、旅客データについては、直近10年のものを用いることとする。)</p> <p>③×(全空港の旅客数－成田空港、関西国際空港の旅客数)／羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場の旅客数 (=全空港(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑤: 空港等維持運営費より航空路施設維持費を抜き出す。</p> <p>⑥: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中⑤の割合分を抜き出す。</p> <p>⑦: ⑤と⑥を合算。(=航空路施設の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑧: ④と⑦を合算。(=全空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>*2種b空港は、旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部の5つの空港である。</p>		

③耐用年数

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させており、航空局へのヒアリングを実施した結果である。

航空路... 9年、空港 ... 50年

(4) 住宅分野

①推計の対象

推計対象を、国、地方公共団体が管轄している賃貸住宅と地方住宅供給公社が管轄している賃貸施設を対象とする。なお、地方住宅供給公社が管轄している賃貸住宅については、前年度調査同様に対象外とする。

②推計に用いたデータ

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計している。

新設・更新費、維持管理費、災害復旧費として使用したデータの「建設業務統計年報」における名称は以下のとおりである。

図表 2-10 住宅分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 国庫補助 ①公営住宅計 ②公営住宅建設推進計 ③特定有料賃貸住宅計 ④住宅地区改良計 ※用地先行取得費、用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①賃貸住宅新設改良計 ②住宅地区改良新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く 3) 地方住宅供給公社 ①賃貸住宅 (前年度調査から対象外) ②賃貸施設 ※用地造成費、用地費、補償費を除く	1) 地方単独 ①賃貸住宅維持補修計 ②住宅地区改良維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 国庫補助 ①公営住宅計 ※用地費、補償費を除く

※2004年以降はデータが公表されていないため2003年の値を用いる。

③耐用年数

前回の推計では、一律に「54年」に設定したが、本推計では、建設年度による技術革新等の影響を考慮し、着工年度により、以下のように設定する。

- 1950年代以前着工： 31年
- 1960年代着工： 41年
- 1970年代以降着工： 61年

(5) 都市公園分野

①推計の対象

本推計における対象を、国、地方公共団体が管轄している都市公園とする。

②推計に用いたデータ

投資額のデータには「建設業務統計年報」（1959～2003年度）を使用。ただし、1958年度以前については、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計。

また、建設業務統計では、直轄の維持管理費は新設改良費に含まれて計上されていることから、前回以前まではこれを新設改良費と見なして扱っていたが、前年度調査から、維持管理費分を切り分け、別の費用として推計を行っている。1996年～2003年の維持管理費については、国土交通省からデータを入手することができたためこれを用いているが、1995年以前については、1996～2003年の新設改良費と維持管理費の比率の平均値で按分している。

図表 2-11 都市公園分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 地方単独 ①都市公園維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園計 ※公有財産購入費、補償金を除く

※2004年度以降についてはデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

③耐用年数

従来推計と同様に、一律で43年と設定する。

(6) 下水道分野

①推計の対象

下水道分野の推計対象を、「管きよ」、「処理場」の2小分野とする。

②推計に用いたデータ

「下水道統計」（（社団法人日本下水道協会）を推計のデータとして用いる。下水道統計において新設・更新費、維持管理費、災害復旧費とした費目ないしその推計方法は下表のとおりである。

図表 2-12 下水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1953 年度 ～1966 年 度	新設改良費（事務費、工事費、雑費） を「管きよ」と「処理場」に按分	維持費（事務費、作業費、補修費、雑 費）を「管きよ」と「処理場」に按分	内閣府「日本の社会資本」 ※2004 年度から 2006 年 度は 2003 年度以前のデー タの平均値とする。
1967 年度 ～1977 年 度	公共下水道、流域下水道、特定公共 下水道、特定環境保全下水道の 建設 費 （管きよ、処理場）をそれぞれ「管 きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下 水道、特定環境保全下水道の 維持管理 費 をそれぞれ「管きよ」と「処理場」 に割り振る	
1978 年度 ～1985 年 度	公共下水道、流域下水道、特定公共 下水道、特定環境保全下水道の 建設 費 （管きよ、終末処理場費）をそれ ぞれ「管きよ」と「処理場」に割り 振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下 水道、特定環境保全下水道の 維持管理 費 （管きよ、終末処理場費）をそれ ぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1985 年度 ～2008 年 度	公共下水道、流域下水道、特定公共 下水道、特定環境保全下水道の 建設 費 （工事費計）をそれぞれ「管きよ」 と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下 水道、特定環境保全下水道の 維持管理 費 （管路、ポンプ場、処理場、その他） をそれぞれ「管路」、「ポンプ場」と「そ の他」の一部を「管きよ」に、「処理 場」と「その他」の一部を「処理場」 に割り振る	

③耐用年数

耐用年数は、従来どおり、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省都
市整備局下水道部へのヒアリングを基に、同総合政策課の推計方法と一致させている。

管きよ...60 年

処理場...33 年

(7) 治水分野

①推計の対象

治水分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している河川、ダム、砂防、治水
機械とする。

②推計に用いたデータ

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003 年度）のデータを用いた。1958 年度以
前の投資額は、「日本の社会資本」のデータを「建設業務統計年報」の 1960～2000 年
度までの河川、ダム、砂防、治水機械の平均比率で按分して推計している。

図表 2-13 治水分野における推計に用いたデータ

小分野	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
河川	1) 直轄+国庫補助 ①河川新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川計 ※補償金を除く
河川総合開発(ダム)	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発新設改良計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発維持補修計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発計 ※用地費、補償費を除く
砂防	1) 直轄+国庫補助 ①砂防新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防計 ※補償金を除く
治水機械	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械購入 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械修理 ※用地費、補償費を除く	

※2004年度以降はデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

③耐用年数

耐用年数を、河川、河川総合開発(ダム)、砂防、治水機械別に、従来どおり以下のように設定する。

- 河川： 設定せず
- 河川総合開発： 80年
- 砂防： 67年
- 治水機械： 7年

(8) 海岸分野

①推計の対象

海外分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している海岸保全施設整備、海岸環境整備等とする。

②推計に用いたデータ

投資額は「海岸統計」(国土交通省河川局、1961～2008年度)のデータを用いる。1960年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1960年度ストック額から割り戻して推計している。

図表 2-14 海岸分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄 ①直轄海岸保全施設整備事業 2) 補助 ①高潮対策事業 ②侵食対策事業 ③局部改良事業 ④海岸環境整備事業 ⑤海域浄化対策事業 ⑥公有地造成護岸等整備事業 ⑦津波・高潮危機管理対策緊急事業(2006年度から) ※用地費、補償費は無視 3) 地方単独 ①単独事業費	1) 直轄 ①直轄海岸維持管理 ※沖ノ鳥島関連。前回推計では含めていなかった。 2) 補助 ①補修事業 3) 地方単独 ①単独補修費 ②単独維持管理費	1) 直轄 ①直轄海岸災害復旧事業 2) 補助 ①補助海岸復旧事業 3) 地方単独 ①単独災害費

③耐用年数

従来と同じく、一律で 50年と設定する。

(9) 廃棄物分野

①推計の対象

廃棄物分野の推計対象を、廃棄物処理施設及びし尿処理施設における中間処理施設、最終処分場、収集運搬施設とする。なお、収集運搬施設は、2006年度以前の中間処理施設、最終処分施設の一部を組みかえて新たに設けられた費目であり、合計では従来の枠組みから変更がない。

②推計に用いたデータ

投資額は、「日本の廃棄物」(環境省)をデータとして用いる。なお、各年度とも基本的に「日本の廃棄物」から以下の項目を収集しているが、年代によっては、旧厚生白書からのデータを使用している。

図表 2-15 廃棄物分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場、収集運搬施設の工事費	廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場の維持管理費	推計に反映させていない

③耐用年数

耐用年数は、25年と設定する。なお、耐用年数を 25年としたのは、平成13年度及

び平成 14 年度の国土交通省総合計画課の調査結果に従ったものである。

(10) 水道分野

①推計の対象

水道分野の推計対象を、地方自治体で水道事業を営んでいる地方公営企業の上水道事業及び用水供給事業とする。

②推計に用いたデータ

投資額は、「水道統計」（厚生労働省）のデータを用いる。

図表 2-16 水道分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1961 年度 ～2000 年 度	『水道統計』のうち、「新設・拡張事業費」、「改良事業費」	『水道統計』のうち、上水道事業・用水供給事業の「人件費」、「動力費」、「修繕費」、「薬品費」を対象にする。	『日本の社会資本』の数値を使用する。
1961 年度 ～2008 年 度			※2004 年度から 2007 年度はデータが公表されていないため、2003 年度以前データの 25 年間の平均値を用いる。

③耐用年数

耐用年数は一律 39 年と設定する。なお、39 年としたのは、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課の調査時に厚生省（当時）にヒアリングを行った結果、決定したものである。

(11) 工業用水道分野

①推計の対象

工業用水分野の推計対象を、地方公共団体等が所有・管轄している工業用水道事業とする

②使用データ

投資額は、「地方公営企業年鑑」（総務省）から、工業用水事業について、下表の費目を抽出して用いる。

図表 2-17 工業用水道分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958 年度 ～2008 年度	『公営企業年鑑』の「建設改良費」から「職員給与費」と「建設利息」を差し引いたもの	『公営企業年鑑』の経常経費のうち「職員給与費」、「動力費」、「修繕費」、「材料費」、「薬品費」、「路面復旧費」を足した数値	災害復旧費はデータが公表されていないため考慮していない。

③耐用年数

耐用年数を 37 年とする。なお、37 年に設定したのは、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省国土計画局の調査において、経済産業省にヒアリングを行った結果に従ったものである。

(12) 治山分野

①推計の対象

治山分野の推計対象を、国及び地方公共団体の治山対策事業とする。

②使用データ

新設改良投資は、「行政投資実績」の治山分野の投資額をデータとして使用する。また、用地補償費については、治山事業の性格上、ほとんど発生していないことから、ゼロと仮定する。災害復旧費については、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、日本の社会資本と同様のデータを利用し、2004 年度以降については過去の平均値を仮定する。維持・修繕費については、治水分野の砂防ダムにおける実績データ比率を活用して算定する。

* (参考) 日本の社会資本における投資額の定義
 ・名目投資実績額
 治山事業を対象とし投資額を調査した。
 なお、1974 年度以前の新設改良費には維持補修費および用地費、補償費が含まれている可能性があるが、その比率は小さいので無視する。

図表 2-18 治山分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958 年度 ～1999 年 度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	治水分野の砂防ダムの実績比率より、投資額を治山分野に置き換えて推計する	『日本の社会資本』の治山分野の災害復旧費
2000 年度 ～2008 年 度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	※2003 年以降はデータが入手できなかったため、2001 年から 2002 年の変化率を 2003 年以降に適用し、推計する。	※2004 年以降はデータが公表されていないため、2003 年以前のデータの平均値を用いる。

③耐用年数

耐用年数は 67 年と設定する。なお、この設定に当たっては、平成 13 年度及び平成 14 年度の推計時に農林水産省に対しヒアリングを行っている。

(13) 農林漁業分野

①推計の対象

農林水産分野の推計対象を、国及び地方公共団体が行う「農業分野」「林業分野」「漁業分野」の事業とする。具体的には農業分野では「農業基盤整備」、「市場」及び「と畜場」、林業分野では「林道」及び「造林」、漁業分野では「漁港」を対象とする。

②使用データ

農林漁業分野の投資額の推計には、「行政投資実績」を使用する。ただし、農業分野の行政投資実績には、用地・補償費が含まれているため、その分を「農用地建設業務統計」(農林水産省)を利用し、合計額に占める用地・補償費の標準比率を算定(2.6%⁴)し、行政投資額に乗じて控除する。また、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、災害普及費は、2003年度までは「日本の社会資本」のデータを利用し、それ以降については1970年度から2003年度までの平均を用いる。

また、林業分野・漁業分野でも同様に、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、2003年度までは「日本の社会資本」と同じデータを利用し、2004年度以降については農業分野と同様とする。

なお、「造林」の災害普及費は、災害普及という概念が「森林災害普及事業」が創設された1981年度以降であるため、便宜上「林道」に含めて扱う。

農林漁業分野の維持管理費については、用地・補償費と同様に農用地建設業務統計から、標準維持・管理費比率(0.85%⁵)を求め、これを投資額に乗じて推計している。

図表 2-19 農林漁業分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	行政投資実績の投資額 (農業分野は、用地・保障費を推計で控除)	農用地建設業務統計の維持管理費比率を利用して推計	「日本の社会資本」のデータを利用
2000年度 ～2008年度			※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる。

③耐用年数

耐用年数を以下のように設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における農業の農林水産省、林道・造林の林野庁、漁港の水産庁に対するヒアリング結果に基づいている。

農業・・・53年、林道・・・47年、造林・・・45年、漁港・・・50年

⁴ この標準用地・補償費比率2.6%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

⁵ この標準維持・管理比率0.85%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

(14) 学校分野

①推計の対象

学校分野の推計の対象を、国及び地方自治体が設置した全ての学校とする。具体的には、国立大学、公立大学、公立の小・中・高等学校及び各種を対象としている。

②使用データ

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降については、「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費の推移から地方自治体分を推計し、それに一定割合（2001年度から2003年の『日本の社会資本』の新設費と「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費との比率）を乗じて、国及び地方自治体の分とする。

また、維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の学校を対象とする数値のみである。また国の維持管理費も文科省は把握していないことから、上記のデータが取れる1980年度以降については、「地方教育費調査報告」より地方歳出分の維持管理費のデータを捕捉し、これに一定割合（28%⁶）を乗じて国の分を推計する。1979年度以前については、維持管理費をゼロと仮定する。

図表 2-20 学校分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953年度 ～1979年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロと仮定	「日本の社会資本」のデータを利用
1980年度 ～1999年度	※2004年度以降は、地方教育費調査報告の資本的支出の中の建築費の推移から推計	地方教育費調査報告の「幼稚園」「小学校」、「中学校」、「盲・聾学校」、「高校全日制」、「高校定時制」、「中等教育学校」、「高等専門学校」の管理費、「小学校」、「中学校」の修繕費	※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる
2000年度～ 2008年度			

③耐用年数

学校分野の耐用年数を39年で設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

⁶ 前年度版に準拠している。

(15) 社会教育分野

①推計の対象

社会教育分野の推計の対象を、地方自治体が設置した全ての社会教育施設、社会体育施設、文化施設とする。なお、日本の社会資本では、それぞれが何を指すのか、その具体的定義を明らかにしておらず、本調査においてもそれを明確化することはできていない。

②使用データ

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降の新設費については、「地方財政統計年報」（総務省）の「普通建設事業費」で2003年度から延長推計する。また、改良費は従来同様に耐用年数に達した2000年価格評価の新設費とする。維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の施設を対象とする数値のみである。そのデータが取れる「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費に関する歳出の合計額を本調査における維持管理費とみなし、1980年度以前のものについてはゼロとする。

図表 2-21 社会教育分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953年度 ～1979年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロとみなす。	「日本の社会資本」のデータを利用
1980年度 ～1999年度	※2004年から2005年は「地方財政統計年報」の普通建設事業費の推移から推計	「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費	※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。
2000年度～ 2008年度			

③耐用年数

社会教育分野の耐用年数を40年と設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。